可児市災害廃棄物処理計画

令和４年３月

可　　児　　市

可児市災害廃棄物処理計画

〔目　　次〕

第１編　総則

第１章　基本的事項

１－１　背景及び目的 1
１－２　計画の位置づけ 2
１－３　対象とする災害と被害想定 2

第２章　災害廃棄物処理の概要

２－１　災害廃棄物処理の基本方針 4
２－２　処理スケジュール 4
２－３　組織体制 6
２－４　基本的な編成 7
２－５　協力・支援体制 7
２－６　広報 10

第３章　計画の推進

３－１　職員等への教育訓練 10
３－２　計画の見直し 10

第２編　災害廃棄物対策

第１章　被災者の生活に伴う廃棄物の処理

１－１　ごみ・し尿の処理 11
１－２　一般廃棄物処理施設対策 15

第２章　災害によって発生する廃棄物の処理

２－１　災害廃棄物処理の流れ 18
２－２　災害廃棄物発生量の推計 18
２－３　収集・運搬 19
２－４　仮置場 21
２－５　中間処理・再資源化・最終処分 24
２－６　処理困難物対策（取扱いに配慮が必要な廃棄物） 32
２－７　損壊家屋等の解体・撤去 35
２－８　貴重品・思い出の品の取り扱い 36
２－９　環境対策 37
２－10　今後の取り組み 37

改定履歴 38

第１編　総則

第１章　基本的事項

１　背景及び目的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、巨大地震と従来の想定を超える広範囲にわたる津波災害をもたらすとともに、福島第一原子力発電所の被災による事故で災害が複合化し、誰もが想定しなかった状況の中で、膨大な災害廃棄物の処理が必要となった。

大規模災害が発生すると、大量の災害廃棄物が発生し、その処理・処分に膨大なコストと時間を要し、生活環境の悪化、復旧・復興の遅れへとつながる事態に陥ることとなる。このため、東日本大震災の教訓からも、被害が発生してからでなく、事前に対策を講じておくことが重要である。

こうしたことから、環境省は、地方自治体の災害廃棄物対策を促進するため、平成 26 年 3 月に「災害廃棄物対策指針」を新たに策定し、都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の策定を求めている。

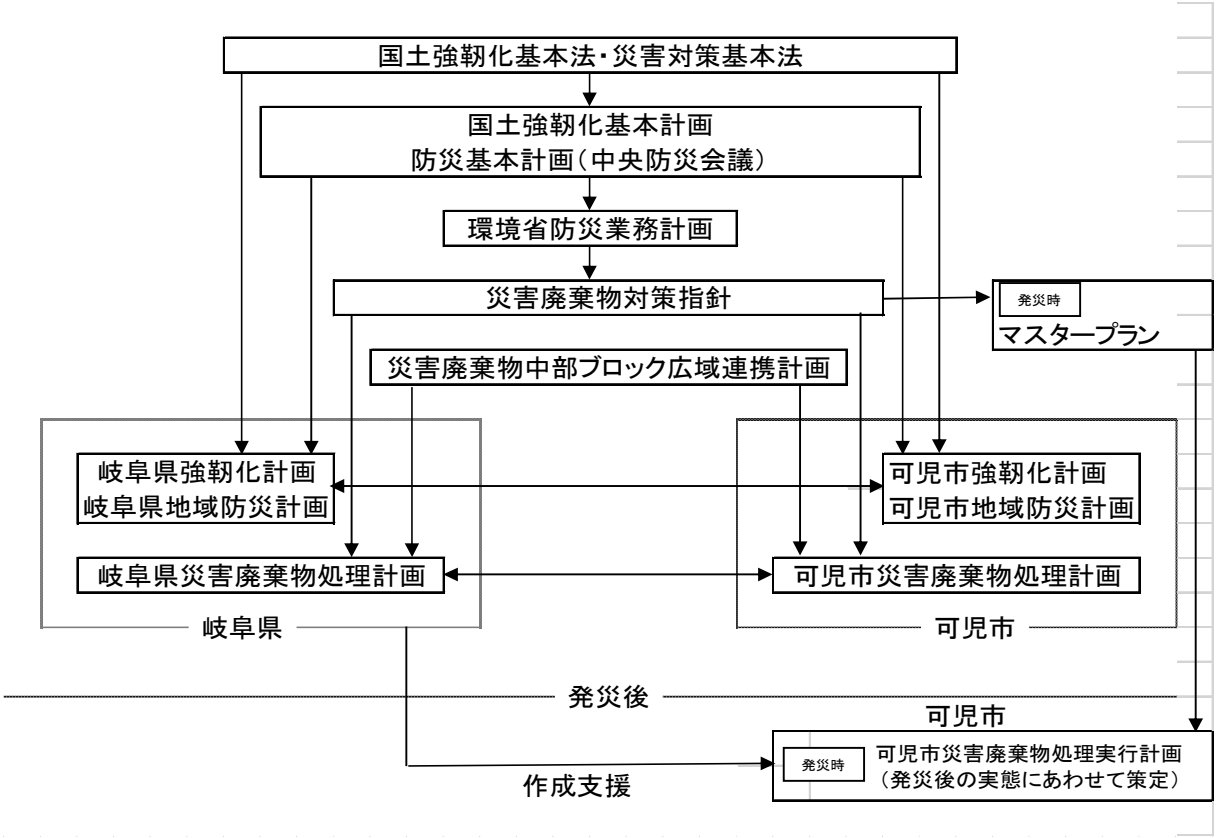
岐阜県は、南海トラフ巨大地震及び岐阜県に影響のある 10 の内陸直下型地震（養老－桑名－四日市断層帯地震、阿寺断層系地震（南端から北西へ、北端から南東へ）、高山・大原断層帯地震（北端から南西へ、南端から北東へ）、跡津川断層帯地震、揖斐川－武儀川（濃尾）断層帯地震、長良川上流断層帯地震（北端から南へ、南端から北へ）、屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震）を対象に地震被害想定調査を実施し、平成 31 年 2 月「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果」（以下「県調査」という。）として公表し、国の指針や県調査等を反映した「岐阜県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 3 月策定・令和 3 年 6 月改定）」（以下「県計画」という。）を策定した。

「可児市災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）は、県計画を踏まえ、国の災害廃棄物対策指針等を参考として、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理すること、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的として、とりまとめたものである。

なお、可児市の地域防災計画や被害想定が見直された場合や、防災訓練等を通じて内容の変更が必要と判断した場合など、状況の変化に合わせ、本計画の追加・修正を行っていくこととする。

2　計画の位置づけ

本計画は、国の災害廃棄物対策指針を踏まえ、本市における防災対策全般の計画である可児市地域防災計画と整合を図るとともに、県計画で想定された災害・被害をもとに、発災前の業務、発災後の応急対策、復旧・復興対策等に必要な事項について、本市における災害廃棄物対策の基本的な考え方や方向性を取りまとめたものであり、その位置づけは図１に示すとおり。



【図１】可児市災害廃棄物処理計画の位置付け

3　対象とする災害と被害想定

（１）対象とする災害

県計画において、11 の地震（南海トラフ巨大地震、養老－桑名－四日市断層帯地震、阿寺断層系地震（南端から北西へ、北端から南東へ）、高山・大原断層帯地震（北端から南西へ、南端から北東へ）、跡津川断層帯地震、揖斐川－武儀川（濃尾）断層帯地震、長良川上流断層帯地震（北端から南へ、南端から北へ）、屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震）及び風水害その他の自然災害とされたことから、本計画における災害と被害想定も同様とする。

なお、放射性廃棄物の処理については、県計画と同様に、本計画の対象としない。

（２）地震ごとの被害想定

県計画及び県調査において示された当市の被害想定は表１に示すとおりであり、災害廃棄物の発生量は、この家屋被害の想定に基づいて推計された。

【表１】地震ごとの被害想定

地震	規模		家屋被害（棟）			避難者（人）
	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	最大震度	全壊	半壊	焼失	
南海トラフ巨大地震	M9.0	6弱	508	1,843	6	3,324
養老-桑名-四日市断層帯	M7.7	6弱	69	550	0	811
阿寺断層系（南端から北西へ）	M7.9	5強	0	66	1	79
阿寺断層系（北端から南東へ）	M7.9	5強	12	173	1	234
高山・大原断層帯（北端から南西へ）	M7.6	5強	7	47	0	74
高山・大原断層帯（南端から北東へ）	M7.6	5弱	0	1	0	1
跡津川断層系	M7.8	5強	4	102	0	13
揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯	M7.7	6弱	466	2306	10	3,823
長良川上流断層帯（北端から南へ）	M7.3	6弱	176	1234	4	1,863
長良川上流断層帯（南端から北へ）	M7.3	5強	0	26	0	32
屏風山・恵那山及び猿投山断層帯	M7.7	6弱	106	985	3	1,438

（３）対象とする災害廃棄物

本計画において対象とする災害廃棄物は、「被災者の生活に伴う廃棄物」と「災害によって発生する廃棄物」に大別され、表２に示すとおりとする。

【表２】計画の対象とする発災時の災害廃棄物の種類と特徴

区分	種類	特性
がれき類	木くず	柱・梁・壁材または水害などによる流木など
	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず、瓦など
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	その他（残材）	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
有害廃棄物		石綿含有廃棄物、感染性廃棄物、ＰＣＢ、フロン類・ＣＣＡ・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類など
取扱いに配慮が必要な廃棄物	腐敗性廃棄物	畳や被災冷蔵庫等から排出される食品、飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	廃自動車	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
	適正処理困難物	消火器、ボンベ類、太陽光発電設備などの危険物
		ピアノ、マットレス、石膏ボードなどの可茂衛生施設利用組合（以下「可茂衛生」という。）の施設では処理が困難なもの
避難所ごみ等	生活ごみ	被災家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ
	し尿	仮設トイレからの汲取りし尿

第２章　災害廃棄物処理の概要

１　災害廃棄物処理の基本方針

災害発生後の市民の生活環境を保つため、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための基本方針は、以下に示すとおり。

・災害廃棄物は一般廃棄物に分類され、処理責任は市町村にある。そのため、本市で発生した災害廃棄物は本市の責任で処理することとなる。発災時に国が「災害廃棄物の処理指針」（以下「マスタープラン」という。）を策定した場合には、被災市町村がマスタープランの内容及び市町村災害廃棄物処理計画を基本としながら、発生量や処理施設の能力、職員の被災状況等を踏まえて、策定することに留意する。
・災害廃棄物を被災後３年以内に処理できない恐れがある場合又は一般廃棄物処理施設が被災により使用不能になり復旧に相当な時間を要する場合には、県市町村間協定書による災害廃棄物処理の広域応援体制の構築について、県に対し要請する。
・災害により本市の行政機能が喪失して自らが災害廃棄物の処理をすることができない場合には、県に対し災害廃棄物処理の事務委託を行う。

２　処理スケジュール

避難所ごみと仮設トイレのし尿については、避難所の生活環境の悪化を防止するため、発災の翌日にはし尿の収集運搬を、３日～４日後には避難所ごみの収集運搬を開始することを目指し、避難所の閉鎖とともに終了する。

災害廃棄物の処理については、災害の規模や被害の状況を踏まえつつ、可能な限り早期の処理を目指し、発災後に適切な処理期間を設定する。

大規模災害時においては、概ね３年以内の処理を目指す。ただし、復旧・復興事業における再生資材の利用の内容や進捗に応じて柔軟に対応する。

【表３】業務の概要（大規模災害の場合）

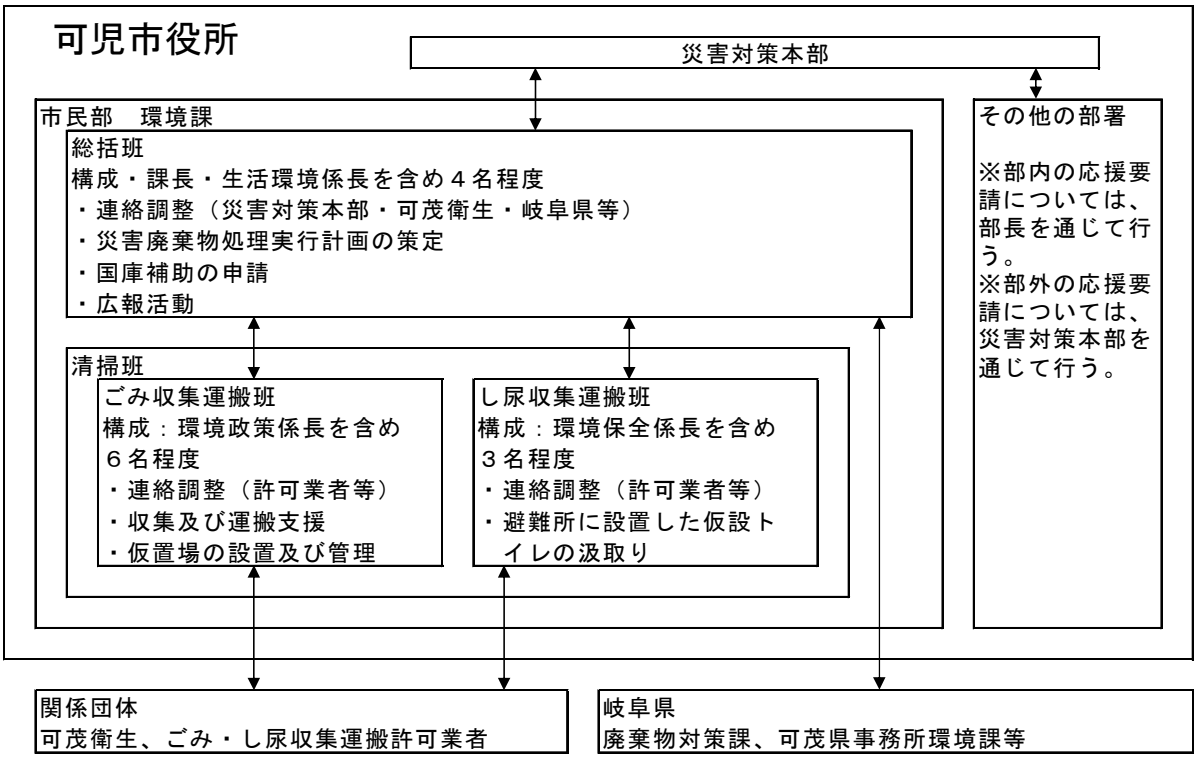
時期	業務内容
災害予防	・災害廃棄物処理計画の策定 ・関係機関連絡窓口の定期確認（年１回以上） ・一般廃棄物処理施設の耐震、防災対策の実施及び助言 ・災害応援協定の締結（他市町村、事業者団体等） ・仮置場候補地の選定 ・仮設トイレ等の資機材の保有状況の定期確認（年１回以上） ・災害時のごみ出し方法の周知
初動期	【２４時間以内】 ・組織体制の設置 ・人命救助及び優先道路の啓開に伴うがれきの撤去、道路啓開に伴うがれきの仮置場の設置（自衛隊、警察、消防、県との連携） ・避難所開設等に伴う組立式仮設トイレ、マンホールトイレの確保・設置（下水道課） ・一般廃棄物処理施設の確認（し尿処理施設及び焼却炉を優先） 【２日以内】 ・し尿の収集運搬、処理体制の確保 ・仮設トイレのし尿収集開始 ・一般廃棄物処理施設への搬入路の確認 ・県に対する実施状況の連絡、応援要請 【３日以内】 ・生活ごみ、避難所ごみの収集運搬、処理体制の確保 ・仮置場候補地の状況確認及び候補地以外の仮置場の検討
応急対応	【概ね３日～２週間】 ・災害廃棄物発生量の推計 ・一般廃棄物処理施設の安全確認、補修

応急対応	・仮置場の確保、設置及び分別方法周知 ・収集運搬体制の確保 ・倒壊の危険のある建物の解体（※） ・腐敗性廃棄物の処理開始 ・有害廃棄物・危険物の所在把握、取扱方法の周知 ・県への事務委託の検討
	【概ね２週間～１ヶ月】 ・災害廃棄物処理実行計画の作成 ・収集運搬の実施 ・仮置場の設置・管理・運営 ・腐敗性廃棄物の処理 ・有害廃棄物・危険物の回収ルート確立 県へ処理委託する場合 ・委託範囲の確定 ・事務委託の手続（規約、議決、告示）
復旧・復興	【概ね１ヶ月～３ヶ月】 ・収集運搬の実施 ・仮置場の管理・運営（火災防止・環境モニタリング・悪臭・害虫等対策） ・建物解体撤去（公費解体を含む） ・放置車両の移動・返還 ・国庫補助事務（災害査定等の対応）
	【概ね３ヶ月以降】 ・災害廃棄物の処理

※災害対策基本法第 64 条の規定に基づき、応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができる。

３　組織体制

本計画で想定される災害が発生したときは、可児市地域防災計画に基づき災害対策本部が設置される。なお、災害廃棄物に関することは次のとおりとする。



【図２】発災後の処理体制

統括班が災害対策本部等と共有する情報の項目は、次のとおりとする。

【表４】共有する情報

情報	目的	情報項目
災害対策本部等から入手する情報	避難所のごみ、し尿の処理必要量の把握	・避難所の名称及び箇所数 ・各避難所の避難者数
	要処理廃棄物量及び種類の把握	・建物の全壊及び半壊棟数 ・建物の焼失棟数
	上下水道・道路の被害及び復旧状況の把握	・上下水道施設の被害状況 ・断水の状況と復旧の見通し ・主要な道路、橋梁の被害状況と復旧の見通し
災害対策本部等へ報告する情報	ごみ・し尿の収集運搬・処理等の状況	・収集運搬状況 ・処理状況 ・必要な支援内容
	廃棄物処理施設の被害状況	・施設の被害状況 ・復旧の見通し ・処理状況 ・必要な支援内容
	仮置場設置状況	・仮置場の設置場所と規模 ・必要資材の調達状況
	廃棄物発生状況	・災害廃棄物発生量の推計値

	腐敗性廃棄物、有害廃棄物・危険物の発生状況	・腐敗性廃棄物の種類・量、発生状況 ・有害廃棄物の種類・量、発生状況 ・危険物の種類・量、発生状況

※上記の情報のほかに、思い出の品、貴重品の搬送先及び搬送方法等の情報も提供する。

4　基本的な編成

（１）市及び市より一般廃棄物の収集・運搬・処理の許可または委託を受けた事業者（以下「許可業者」という）が災害廃棄物処理を行う場合

【表５】清掃班の編成

班長	環境課職員
運転手	許可業者、市車両は市職員
作業員	許可業者、市職員、必要に応じボランティアや賃金職員等

（２）県に災害廃棄物処理を事務委託する場合

業務内容及び組織編成の全てを県に委託し、県の指示を仰ぐ。

5　協力・支援体制

（１）自衛隊・警察・消防との連携

発災初動期においては、まず人命救助を優先する。迅速な人命救助のために、自衛隊・警察・消防は道路上の災害廃棄物を撤去し、道路啓開を行う。

本市は自衛隊・警察・消防に対し、県を通して災害廃棄物の撤去に必要な情報として仮置場の場所と搬入方法、有害物質使用施設の位置等を連絡する。

【表６】初動期における自衛隊・警察・消防への情報提供項目

項目	詳細
被災者の捜索救助や道路啓開のために必要な情報	災害廃棄物搬入先（仮置場）の場所、搬入ルート
安全確保のための情報	有害物質使用施設・保管施設、危険物保管場所の位置
貴重品などに関する情報	思い出の品、貴重品の搬送先・搬送方法及び保管方法

（２）地方公共団体との連携

本市は、岐阜県及び県内市町村と「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書（平成 10 年 3 月 30 日」を締結している。

本市独自では十分な応急対策及び復旧対策が実施できない場合は、災害対策基本法に基づき、県及び県内市町村に応援を要請する。

本市が他自治体と締結している災害時の相互応援協定を、以下に示す。

【表７】災害時の相互応援に関する協定（地方自治体）

協定名称	協定先
岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書	岐阜県及び県下全市町村
可茂地域における災害時相互応援に関する協定	可茂県事務所、美濃加茂市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
東海環状自動車道沿線都市災害時相互応援協定	多治見市、美濃市、関市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、愛知県瀬戸市、愛知県豊田市
災害時における相互応援に関する協定書	愛知県武豊町
市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定書	山梨県甲府市、和歌山県橋本市、高知県香南市、静岡県磐田市、大阪府泉大津市、福岡県行橋市、愛知県刈谷市、兵庫県高砂市、福岡県苅田町、三重県亀山市、島根県益田市、佐賀県神崎市、滋賀県野洲市、岡山県玉野市、宮崎県日向市、京都府八幡市、山口県柳井市、鹿児島県阿久根市、奈良県大和郡山市、愛媛県四国中央市、茨城県那珂市

（３）民間事業者との連携

一般廃棄物である災害廃棄物の処理にあたっては、本市自らの処理や一般廃棄物処理業者の活用に加えて、産業廃棄物処理業者や建設業者など幅広い民間事業者の力を最大限活用して、迅速な処理を目指す。

岐阜県は、災害時における災害廃棄物の撤去、収集運搬及び処分等について、岐阜県環境整備事業協同組合、岐阜県清掃事業協同組合、一般社団法人岐阜県産業環境保全協会、一般社団法人建設業協会と協定を締結している。

また、災害時における被災者の救助支援活動について岐阜県土木建築解体事業協同組合と、災害時における石油燃料供給について岐阜県石油商業組合と、災害時における仮設トイレの調達について日野興業株式会社と協定を締結している。

本市が締結している災害廃棄物に関連する協力・支援に関する協定は、以下に示すとおり。

【表８】災害時の協力・支援に関する協定（民間事業者等）

協定種別	協定名称	協定先
救急救護協定	災害時における医療救護活動に関する協定書	(一社)可児医師会
	災害時における歯科医療救護活動に関する協定書	(一社)可児歯科医師会
災害復旧協定	災害時における上下水道施設応急復旧活動に関する協定書	可児市管設備協同組合
	災害時応援協力に関する協定書	可茂地区電気工事協議会
	災害時応援協力に関する協定書	可児市建築安全協力会
	災害応援協力に関する協定書	(社)岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

災害復旧協定	可児市の災害応援協力に関する協定書	可児市建設業協同組合
	災害時における応急対策活動に関する協定書	岐阜県瓦葺組合可児加茂支部
	災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関する協定書	中部電力パワーグリッド(株)
	可児市災害ボランティアセンターの設置に関する協定書	(福)可児市社会福祉協議会
	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	日立建機日本(株)可児営業所
	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	(株)ナガワ
	災害時等における協力体制に関する協定書	(福)可児市社会福祉協議会 (社)可児市青年会議所
災害時応援協定	災害支援協力に関する覚書	日本郵便(株)可児郵便局、久々利郵便局
	市の災害応援協力に関する協定書	可児造園協同組合
	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	可児市電気安全協力会
	災害時等無人航空機活用支援協定書	NPO 法人 NPO 可茂スカイサイト
	災害時における支援協力に関する協定書	(株)可児自動車学校
	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	西日本三菱自動車販売(株) 土岐三菱自動車販売(株) 三菱自動車工業(株)
燃料等供給協定	災害時におけるＬＰガスの供給に関する協定書	(社)岐阜県エルピーガス協会可茂支部
	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	岐阜県石油商業組合可児支部
	非常用電源供給設備の運用に関する覚書	(株)センゾー
物資協定	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	(株)バロー
	緊急時における生活物資確保等の協力に関する協定書	生活協同組合コープぎふ
	災害時における相互応援に関する協定書	めぐみの農業協同組合
	災害時における物資供給に関する協定書	NPO 法人コメリ災害対策センター
	災害時における物資提供に関する協定書	ジャパンビバレッジセントラル(株)
	災害時における畳の供給等の協力に関する協定書	「5 日で 5000 枚の約束」プロジェクト実行委員会
	災害時における生活物資の供給協力に関する協定書	(株)カインズ
	災害時における支援協力に関する協定書	イオンビッグ(株)

物資協定	災害時における備蓄用パンの供給に関する協定書	（一社）ブレイクスルーバンク
	災害時における医療材料等の供給に関する協定書	オオサキメディカル(株)
	災害時における支援協力に関する協定書	協和ダンボール(株)
	災害時における医療材料等の供給に関する協定書	新晃薬品(株)

その他、災害時の協力・支援に関する協定については、可児市地域防災計画に記載されている。

（４）社会福祉協議会（ボランティア）との連携

災害時にボランティアは、被災家財の搬出、災害廃棄物の撤去・運搬、貴重品や思い出の品の整理・清掃等の活動を行うが、災害廃棄物処理においてもその活動が大きく期待される。

発災時、市から要請があったときは、地域防災計画に基づき、可児市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを文化創造センターに設置する。

被災家屋の片づけなどのボランティアについて問合せがあった場合は、地域防災計画に基づき災害ボランティアセンターを紹介する。

ボランティアが災害廃棄物の撤去作業に携わる場合には、注意すべき事項についてまとめた文書を被災地のボランティアセンターが配布できるよう用意する。

（５）広域連携について

広域連携については、中部ブロック（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の範囲をいう）において、災害時の廃棄物対策について情報共有を行うとともに、県域を越えた連携が必要となる災害時の廃棄物対策に関する広域連携を目的に、「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック会議」を設置し、研修を実施するとともに、災害発生時には広域連携で対応していく。

６　広報

本市は下表を参考に、市民へ広報すべき情報及びその具体的内容を整理するとともに、情報の種類に応じてマスコミへの報道発表やインターネット、広報車、避難所・掲示板への貼紙、広報紙等で、情報を発信する。

【表９】市民への情報発信内容

対応時期	情報発信内容
初動期	・災害廃棄物の排出方法（排出場所、分別方法、留意点等）、収集方法 ・仮置場の設置状況、搬入対象品目、搬入方法 ・通常ごみの収集方法
災害廃棄物の撤去・処理開始時	・災害廃棄物撤去等のボランティア支援依頼方法 ・損壊家屋等の解体申請方法・所有者意思確認 ・被災自動車の所有者意思確認 ・便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止
本格処理時	・処理の進捗状況 ・環境モニタリング結果

第３章　計画の推進

１　職員等への教育訓練

本市は、処理計画の記載内容について、平常時から職員に周知するとともに、災害時に処理計画が有効に活用されるよう教育訓練を継続的に行っていく。また、県等が開催する災害廃棄物や産業廃棄物処理技術に関する知識・経験を有する専門家を交えた教育訓練や研修会に参加する。

このような教育訓練や研修会に継続的に参加することで人材の育成を図る。

２　計画の見直し

県調査の被害想定が見直された場合及び処理施設の新たな設置や廃止、処理施設の耐震化等により災害廃棄物の処理能力が著しい増減、計画に基づく訓練等により是正すべき計画の課題が抽出された場合など、必要に応じて計画を見直し、より実効性のある計画とする。

第２編　災害廃棄物対策

第１章　被災者の生活に伴う廃棄物の処理

発災後速やかに対応すべき廃棄物は、被災者の生活に伴う「避難所ごみ」と「し尿」であり、これらを処理する一般廃棄物処理施設の防災対策と早期の運転再開が求められる。

・避難所の生活環境悪化を防止するため、発災の翌日にはし尿の収集運搬を、３日～４日後には避難所ごみの収集運搬を開始することを目指す。
・特に夏季は早期の取組みが必要なため、迅速にごみ・し尿の収集を開始する。
・発災後は一般廃棄物処理施設の確認（し尿処理施設及び焼却炉を優先）。一般廃棄物処理施設への進入路の確認。施設の安全点検・補修を行い、できる限り早期に運転を再開する。

１　ごみ・し尿の処理

（１）発災前

①　避難所ごみ・し尿発生量の想定

ア　避難所ごみ

県計画で推計された、11 の地震による避難者数及び避難所ごみの発生量は以下に示すとおり。

なお、発災後はボランティアの活動状況（参加人数）について把握したうえで、避難者の他、ボランティア及び帰宅困難者人数分も避難所ごみ発生量を加算し推計する必要がある。

また、避難所の１人当たりごみ排出量は平常時以下であると考えられることから、避難所ごみにより、被災市町村のごみ処理必要量は増加しないと推測する。

避難所ごみの収集運搬について支障が生じるときには、岐阜県環境整備事業協同組合及び岐阜県清掃事業協同組合との「無償団体救援協定書」により、県を通じて両組合に支援協力を要請する。

【表 10】１日あたりの避難所ごみ発生量

	避難者数（人）	原単位（g）	避難所ごみ発生量（t）
南海トラフ巨大地震	3,324	568	1.89
養老-桑名-四日市断層帯	811		0.46
阿寺断層系（南端から北西へ）	79		0.04
阿寺断層系（北端から南東へ）	234		0.13
高山・大原断層帯（北端から南西へ）	74		0.04
高山・大原断層帯（南端から北東へ）	1		0
跡津川断層系	130		0.07
揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯	3,823		2.17
長良川上流断層帯（北端から南へ）	1,863		1.06
長良川上流断層帯（南端から北へ）	32		0.02
屏風山・恵那山及び猿投山断層帯	1,438		0.82

県計画において設定された推計方法について、次のとおり示す。

避難所ごみの発生量　＝　避難者数　×　発生原単位（R2 年度可児市実績：568g／人･日）

避難者数：避難所における避難者数（人）

発生原単位：市における収集実績に基づき設定する。

生活系ごみ（生活系ごみ収集量＋集団回収量）１人１日当たりの排出量）

イ　し尿

県計画において設定された１日当たりのし尿及び汚泥処理必要量等については、次のとおり示す。

なお、発災後はボランティアの活動状況（参加人数）について把握したうえで、避難者の他、ボランティア及び帰宅困難者人数分もし尿発生量を加算し推計する必要がある。

【表 11】し尿及び汚泥処理の推計

	南海トラフ	養老-桑名-四日市断層帯	阿寺断層系（南～北西）	高山・大原断層帯（北～南西）	跡津川断層系
a.総人口	101,249				
b.計画収集人口（汲取人口）	3,600				
c.水洗化人口	97,649				
d.汚泥処理人口	11,617				
e.非被災者の汚泥処理人口	10,984	11,451	11,599	11,602	11,588
f.避難者数	3,324	811	79	74	130
g.非水洗化区域し尿収集人口	3,470	3,571	3,597	3,597	3,595
h.断水による仮設トイレ必要人数	236	242	244	244	244
i.仮設トイレ必要人数	3,560	1,053	323	318	374
j.災害時におけるし尿収集必要人数	7,030	2,624	3,920	3,915	3,969
k.１人１日平均排出量(L)	2.62				
l.し尿収集必要量(L)	18,419	12,115	10,270	10,257	10,399
m.平常時のし尿の処理実績量(L)	24,070				
n.非被災者の汚泥処理量(L)	22,758	23,726	24,033	24,039	24,010
o.し尿及び汚泥処理必要量(L)	41,177	35,841	34,303	34,296	34,409

注）阿寺断層系（北～南東）、高山大原断層帯（南～北東）、揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯、長良川上流断層帯（北～南、南～北）、屏風山恵那山及び猿投山断層帯については、上水道支障率（地震による上水道の被害率）の想定が公表されていないため、推計を行っていない。

岐阜県災害廃棄物処理計画において設定されたし尿及び汚泥処理の推計方法について､次のとおり示す。

a.総人口　＝　水洗化人口 ＋ 非水洗化人口
b.計画収集人口　＝　汲取人口
c.水洗化人口　＝　平常時に水洗化トイレを使用する人数
＝（下水道人口 ＋ 農業集落排水人口＋浄化槽人口）
d.汚泥処理人口　＝　平常時の汚泥処理人口
e.非被災者の汚泥処理人口＝　発災後に平常時同様に汚泥処理を行える人口
f.避難者数　＝　避難所へ避難する人数
g.非水洗化区域し尿収集人口＝　b.計画収集人口 － f.避難者数 × (b.計画収集人口 ／ a.総人口)
h.断水による仮設トイレ必要人数＝ {c.水洗化人口－ f.避難者数 × (c.水洗化人口 ／ a.総人口)} × 上水道支障率（0.5%） × 1/2 ※
※「1/2」は断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道に支障がでる世帯のうち 1/2 の住民と仮定
i.仮設トイレ必要人数＝　f.避難者数 ＋ h.断水による仮設トイレ必要人数
j.災害時におけるし尿収集必要人数＝　g.非水洗化区域し尿収集人口 ＋ i.仮設トイレ必要人数
k.１人１日平均排出量＝　2.23 L/人・日（県平均）
※岐阜県災害廃棄物処理計画において示された可児市の１人１日平均排出量は 0.73L/人・日。
l.し尿収集必要量　＝　j.災害時におけるし尿収集必要人数 × k.１人１日平均排出量
m.平常時のし尿の処理実績量＝　23,863 ≒ （23,863.0136986301）
n.非被災者の汚泥処理量＝　m.平常時のし尿の処理実績量 ×　（e.非被災者の汚泥処理人口 ／ d.汚泥処理人口）
o.し尿及び汚泥処理必要量＝　l.し尿収集必要量　＋　n.非被災者の汚泥処理量

② 収集運搬体制・処理体制

ア 避難所ごみ・生活ごみ

避難所ごみを含む生活ごみの収集運搬は、通常の体制の組み替えで対応し、収集車両・収集作業員の被災など、通常の体制で機材・人員が不足する場合は、県が関係団体と締結している協定に基づき応援を要請する。

【表 12】収集運搬車両保有台数

種別	処理能力	保有台数	保有業者
塵芥車 （パッカー車）	6,000 kg	1	㈱橋本
	4,800 kg	1	小森産業㈱
	4,750 kg	1	小森産業㈱
	4,700 kg	2	㈱橋本　2
	4,600 kg	2	㈱橋本　2
	4,550 kg	1	㈱橋本
	4,100 kg	1	小森産業㈱
ダンプ	3,650 kg	1	㈱橋本
	3,600 kg	5	㈱橋本
	3,500 kg	1	㈱橋本
	3,450 kg	1	㈱橋本
	2,950 kg	1	㈱橋本
キャブオーバー （トラック平ボディ）	13,900 kg	1	小森産業㈱
	2,250 kg	1	小森産業㈱
脱着装置付 コンテナ専用車	6,100 kg	1	小森産業㈱
	5,200 kg	1	㈱橋本
	4,100 kg	1	㈱橋本
	4,000 kg	2	㈱橋本　2
	3,950 kg	1	㈱橋本
	3,900 kg	1	㈱橋本
	3,650 kg	1	㈱橋本
	3,600 kg	1	㈱橋本

注）保有台数は、一般廃棄物収集運搬許可申請書より記載。

イ し尿

し尿については、家庭からの汲取りに加えて、避難所等に設置される仮設トイレからの収集も行う必要があるため、通常の収集車両では不足する。このため、通常は浄化槽汚泥を収集している車両（汚泥濃縮車など）も活用し対応する。

浄化槽汚泥収集車両を活用しても不足する場合は、県が関係団体と締結している協定に基づき応援を要請する。

【表 13】収集運搬車両保有台数

種別	処理能力	保有台数	保有業者
バキューム車	7,000L	1	㈲可児エスコ
	3,700L	3	ウルオス㈱　2 ㈲可児エスコ　1
	3,000L	１０	ウルオス㈱　1 ㈲可児エスコ　4 ㈲御嵩衛生社　5
汚泥濃縮車	3,200L	1	㈲御嵩衛生社

	1,620L	1	ウルオス㈱
	1,600L	1	㈲可児エスコ
給水車	3,700L	1	ウルオス㈱
強力吸引車	9,920L	1	ウルオス㈱
	2,450L	1	ウルオス㈱

ウ　仮設トイレ

災害により水道及び下水道に影響が出た場合は、水洗トイレは使用できなくなる。そのため、避難者や水洗トイレを使用できなくなった者が仮設トイレを使用することにより、し尿処理必要量の増加が予想される。

仮設トイレの設置は市水道部局（自治会等を含む）で実施し、設置後の収集・運搬については市環境部局（許可業者を含む）で実施する。また、県と岐阜県環境整備事業協同組合において無償団体救援協定が締結されていることから、必要に応じて県に対して支援を要請する。なお、仮設トイレの種別と収集方法について、次のとおり示す。

【表 14】

種別	形態	収集・運搬方法	備考
マンホール トイレ	下水道直結式	マンホールから直接下水道に投入されるため、収集・運搬不要。	市の備品として備蓄されている。
簡易トイレ	折畳式またはダンボール式	可燃ごみとして収集･運搬を行う。	
携帯トイレ セット	蓄便袋・持運袋・凝固剤で１セット		
汲取り式 トイレ	工事現場等で利用される形態	し尿として収集･運搬を行う。	市の備品として備蓄されていない。

エ　し尿処理施設

し尿を処理するし尿処理施設の処理能力と余力は、以下に示すとおり。

【表 15】し尿・浄化槽汚泥処理施設（美濃加茂市牧野 1912 番地の２）

管理者	施設名	処理能力	余力
可茂衛生施設利用組合	緑ヶ丘クリーンセンター	し尿　　３６ｋＬ/日 浄化槽汚泥　６４ｋＬ/日	なし

（２）発災後

発災後すぐに処理施設、収集運搬業者や運搬ルートの被害状況把握、安全確認を行うとともに、以下の点を考慮した上で、委託業者や許可業者、直営による収集運搬体制や処理体制を速やかに確保し対応するが、通常の体制で処理を行うことが難しい場合は、県が結んでいる岐阜県環境整備事業協同組合との「無償団体救援協定書」により、県を通じて支援協力を要請する。

①　避難所ごみ・生活ごみ

災害発生直後は、家庭や避難所から排出される生活ごみの一時的な増加に加え、がれき類など災害廃棄物の収集を行うため、廃棄物収集車両の台数が不足することが見込まれる。このため、収集する廃棄物に優先順位を決め効率的な処理を行う。

優先的に回収するものは、生ごみ等の腐敗性廃棄物や、使用済みの携帯トイレの便袋等の、衛生面から保管に問題があるものとする。

資源ごみや不燃ごみ等の衛生面に問題の無い廃棄物は、生活ごみの処理体制が復旧するまでは、家庭や避難所等で可能な限り保管することとする。

避難所ごみは発災後３～４日後（特に夏季は早期の収集が必要）には収集運搬を開始するととも

に、仮置場へ搬入せずに既存処理施設で処理を行う。
　通常の生活ごみの収集のうち、可燃ごみは生ごみを含むため優先的に収集するが、資源ごみについては可燃ごみを優先的に処理するために、一時的な収集の休止や収集頻度の低減を行う。
　避難所の開設・閉鎖の情報を災害対策本部から収集し、収集運搬体制・ルートを随時作成・更新する。

【表 16】災害時の避難所ごみ・生活ごみの処理優先順位

優先順位	種類	特徴
高	感染性廃棄物	緊急の医療行為に伴い発生する廃棄物。注射針、血の着いたガーゼ等。回収方法や処理方法は関係機関との調整が必要。
	使用済み簡易トイレ（し尿）	簡易トイレのポリマーで固められたし尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の面でもできる限り密封して管理する必要がある。
	腐敗性廃棄物（生ごみ）	ハエ等の害虫や悪臭の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。
	その他燃えるごみ	袋に入れて分別保管し、処理を行う。
低	不燃ごみ、資源ごみ	不燃ごみ、資源ごみについては、保管が可能ならばできるだけ家庭や避難所で保管する。

【表 17】避難所で発生する廃棄物の分別（例）

分別区分	具体例	管理方法等
感染性廃棄物	注射器、血液の付着したガーゼ、嘔吐物等	専用容器に入れて分別保管し早急に処理
し尿	簡易トイレ、紙おむつ、お尻拭き等	密閉して分別保管し早急に処理
生ごみ	残飯、調理くず	ビニール袋などに入れて分別保管し早急に処理
その他燃えるごみ	マスク、汚れた紙類、布類、皮革製品等	ビニール袋などに入れて分別保管し処理
ダンボール、新聞紙	食料や支援物資の梱包材等	分別保管し資源として処理
びん、ペットボトル	飲料の容器	分別保管し資源として処理
缶	缶詰、乾パンの容器	分別保管し資源として処理

② し尿

避難所の既設トイレが使用できない場合、仮設トイレを設置する。
仮設トイレのし尿は、設置の翌日から回収を行う。
仮設トイレの設置状況に応じ、浄化槽の収集（清掃）よりし尿の収集を優先する。

※仮設トイレは、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府・平成 28 年 4 月）を参考に設置・管理を行う。

2　一般廃棄物処理施設対策

（1）発災前

① 処理施設における想定震度

本市の一般廃棄物を処理する施設における、5 つの地震による想定震度は、以下に示すとおり

【表 18】被害想定

災害種別 施設名	震度					
	南海 トラフ	養老-桑名 -四日市 断層帯	阿寺断層系 （南～北西）	阿寺断層系 （北～南東）	高山大原 断層帯 （北～南西）	高山大原 断層帯 （南～北東）
ささゆり クリーンパーク	５強	５強	５弱	５強	５弱	５弱
大森瓦礫処分場	６弱	５強	５弱	５強	５弱	５弱
兼山瓦礫処分場	６弱	５強	５強	５強	５弱	５弱

災害種別 施設名	震度				
	跡津川 断層帯	揖斐川- 武儀川（濃 尾）断層帯	長良川上流 断層帯 （北～南）	長良川上流 断層帯 （南～北）	屏風山恵那 山及び猿投 山断層帯
ささゆり クリーンパーク	５弱	６弱	６弱	５強	６弱
大森瓦礫処分場	５弱	６弱	６弱	５強	６弱
兼山瓦礫処分場	５弱	６弱	６弱	５強	６弱

② 処理施設の防災対策

業務継続計画（ＢＣＰ）の作成や処理施設を点検・修復・復旧するためのマニュアルを整備するとともに、机上訓練・実地訓練を行い、災害時の対応体制を整える。

（２）発災後

ＢＣＰやマニュアルに従い処理施設の被害状況の把握及び安全性の確認を行うとともに、補修が必要な場合は必要資材の確保、速やかな補修・復旧を実施するとともに、委託先の状況を確認する。

第２章　災害によって発生する廃棄物の処理

１　災害廃棄物処理の流れ

「発生場所」から撤去された災害廃棄物の多くは、まず「仮置場」に運ばれ、分別し仮置きされる。その後選別処理や再資源化が行われた後、「廃棄物処理施設（焼却施設や最終処分場など）」での処理・処分が行われるとともに、再生利用が行われる。

２　災害廃棄物発生量の推計

（１）発災前

①　地震

県計画に示された、当市の災害によるがれき類の発生量について、次のとおり示す。

【表 19】災害廃棄物発生量　　単位：（t）

		南海トラフ	養老-桑名-四日市断層帯	阿寺断層系（南～北西）	阿寺断層系（北～南東）	高山大原断層帯（北～南西）	高山大原断層帯（南～北東）
全壊棟数	木造	346	46	1	8	5	0
	非木造	168	23	0	4	2	0
	計	514	69	1	12	7	0
半壊棟数	木造	1,239	370	44	116	32	1
	非木造	604	180	22	57	15	0
	計	1,843	550	66	173	47	1
木造可燃物量		13,000	3,000	0	1,000	0	0
木造不燃物量		33,000	7,000	1,000	2,000	1,000	0
非木造可燃物量		7,000	2,000	0	0	0	0
非木造不燃物量		60,000	12,000	1,000	3,000	1,000	0
可燃物計		20,000	5,000	0	1,000	0	0
不燃物計		93,000	19,000	2,000	5,000	2,000	0
合　　計		113,000	24,000	2,000	6,000	2,000	0

		跡津川断層帯	揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯	長良川上流断層帯（北～南）	長良川上流断層帯（南～北）	屏風山恵那山及び猿投山断層帯
全壊棟数	木造	3	313	118	0	71
	非木造	1	153	58	0	35
	計	4	466	175	0	106
半壊棟数	木造	69	1,550	830	18	663
	非木造	33	755	404	9	323
	計	102	2,306	1,234	27	985
木造可燃物量		0	13,000	6,000	0	4,000
木造不燃物量		1,000	35,000	16,000	0	11,000
非木造可燃物量		0	8,000	4,000	0	3,000
非木造不燃物量		2,000	63,000	29,000	0	21,000
可燃物計		0	21,000	10,000	0	7,000
不燃物計		3,000	98,000	45,000	0	32,000
合　　計		3,000	119,000	55,000	0	39,000

② 水害

当市において、近年大きな被害をもたらした水害は、平成 22 年の 7.15 豪雨災害である。当時の浸水状況からみるがれき類の発生量の推計について、次のとおり示す。

【表 20】7.15 豪雨災害から推計するがれき類発生量　　単位：(t)

	床上浸水による がれき類発生量	床下浸水による がれき類発生量	計
棟数	192	163	355
世帯数割	0.88	0.88	―
原単位	3.79	0.08	―
合計	640.36	11.48	651.83

（２）発災後

① 被害状況を踏まえた災害廃棄物発生量の推計

発災後速やかに処理体制の構築や実行計画の策定を行うため、建物の被害棟数（全壊、半壊、床上浸水、床下浸水等）や浸水範囲について、災害対策本部へ集約される情報や現地確認などで把握し、災害廃棄物発生量を推計する。

② 災害廃棄物発生量の見直し

災害廃棄物の計画的な処理を行うため、最新の被害情報や、処理実績をもとに、災害廃棄物発生量推計の精度の向上を図り、必要に応じて処理体制や実行計画の見直しを行う。災害廃棄物の発生量については、発災直後、被害棟数から概ねの災害廃棄物発生量を推計した後、仮置場に集積した廃棄物の容量、表面組成から実際の発生量を推計するなど、随時見直しを行う。

３　収集・運搬

（１）発災前

災害廃棄物の運搬車両は、発災時の燃料確保方法について検討する。

災害廃棄物は、以下の区分に分類し仮置場で保管する。

【表 21】仮置場に搬入する災害廃棄物の分別区分

種類	特徴
可燃性混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等 ※生ごみは生活ごみの収集へ
不燃性混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂等
木質系廃棄物（木くず）	家屋の柱材・角材、家具、流木、倒壊した自然木
コンクリートがら	コンクリート片やブロック、アスファルトくず等
金属くず	金属製粗大ごみ、自転車、鉄骨や鉄筋、アルミ材等の金属片
廃家電	家電リサイクル品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機など）と小型家電製品
廃自動車	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原動機付自転車
思い出の品	写真、賞状、位牌、貴重品等
腐敗性廃棄物	畳や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料・製品等
有害物	石綿含有廃棄物、感染性廃棄物、ＰＣＢ、フロン類・ＣＣＡ・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類など
危険物	消火器、ボンベ類、太陽光発電設備など

適正処理困難物	ピアノ、マットレス、石膏ボードなどの可茂衛生の施設では処理が困難なもの

（２）発災後

本市は、発災前に整理した分類区分を参考に、被害状況を踏まえて分別収集方針を作成するとともに、以下の点に留意し収集運搬体制を確保する。なお、公衆衛生を確保するため、初動期～応急対策（前半）については、岐阜県清掃事業協同組合との「無償団体救援協定書」により、県を通じて支援協力を要請する。

本市における水質汚濁防止法に基づく有害物質使用施設の一覧を表 23 に､有害物質貯蔵施設の一覧を表 24 に示す。

・人命救助及び優先道路啓開に伴う廃棄物は、混合状態で仮置場へ搬入する。
・仮置場等での円滑な処理を行うため、出来る限り被災現場で分別した上で撤去する。
・災害ボランティアセンターと連携し、ボランティアが被災家屋から出す廃棄物の分別方法を周知する。
・災害廃棄物は釘やガラス等が混入している場合があるため、防護服、安全靴（踏み抜き防止)、ゴーグル等を装着する。
・火災消失した建物から出る廃棄物は、有害物質が流出する恐れがあるため、他の廃棄物と混合せず収集運搬する。
・有害物質及び危険物を貯蔵もしくは使用している事業所については、事前に把握したリストを用いて、収集作業時の暴露を防止する。

【表 22】優先回収・個別回収すべき廃棄物

分類	種類
腐敗性があるもの	食品廃棄物、水産廃棄物、肥料、飼料
有害・危険物	ＰＣＢ含有廃棄物、化学物質・薬品、燃料・廃油、着火剤、ガスボンベ、カセットボンベ、消火器、スプレー缶、バッテリー、廃石綿・石綿含有廃棄物等

【表 23】有害物質使用特定施設一覧（H30.4.1 現在）

名称	所在地	有害物質
(有)いずみや	可児市下恵土 1338	テトラクロロエチレン
佐藤クリーニング	可児市兼山 979-3	テトラクロロエチレン
(株)フィルテック	可児市広見 1-47	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物
(株)総合保健センター	可児市川合字寺田 136-8	カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその他の水銀化合物
ＫＹＢ(株)岐阜北工場	可児市土田 2548	六価クロム、ジクロロメタン
大王製紙(株)可児工場	可児市土田 500	アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

ＫＹＢ(株)岐阜南工場	可児市土田 505	鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ジクロロメタン
ＫＹＢモーターサイクルサスペンション	可児市土田 505	鉛、六価クロム、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素
ＫＹＢ(株)岐阜東工場	可児市土田 60	六価クロム
(株)日特スパークテック東濃本社二野工場	可児市二野字南山 2706-3	ほう素
旭千代田工業(株)岐阜工場	可児市姫ケ丘 1-6	シアン化合物、トリクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
日本金属(株)岐阜工場	可児市姫ケ丘 2-24	トリクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
三菱電機(株)名古屋製作所可児工場	可児市姫ケ丘 3-5	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

【表 24】有害物質貯蔵指定施設一覧

名称	所在地	有害物質
ＫＹＢ(株)岐阜東工場	可児市土田 60	六価クロム

4　仮置場

（１）仮置場の用途及び設置方法

迅速な災害復旧及びがれき類の分別・リサイクルを図るための仮置場を早期に確保できるよう、仮置場の候補地を確保する。なお、仮置場の用途は、次のとおりとする。

【表 25】仮置場の用途

	用　途
保管場所	・壊れた家屋等から発生するがれき類の保管 ・道路障害物等の緊急的な除去が必要となる災害廃棄物の保管 ・住民が自ら持ち込む廃棄物の保管 ・有害廃棄物等の保管 ・処理施設の能力以上に搬入される災害廃棄物の一時保管 ・コンクリートがら等の復興資材を利用先まで搬出するまでの保管
選別作業用地 破砕作業用地 焼却施設用地	・仮設破砕・選別機等の設置及び分別、処理作業を行うための用地

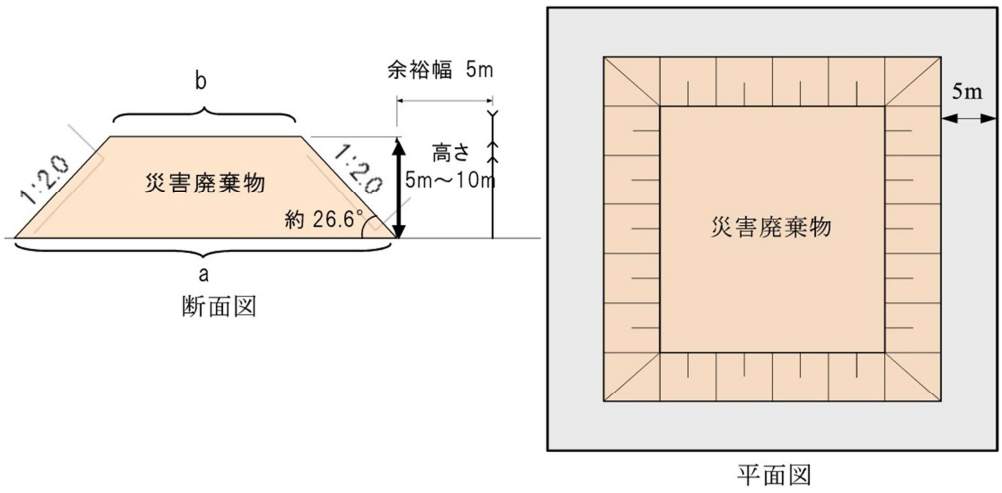
（２）使用可能面積等の計算方法

岐阜県災害廃棄物処理計画書において設定された正方形の仮置場の推計方法について、次のとおり示す。

①仮置場面積 ＝ $(a+(5+5))^2$
・a:断面図における一辺の底辺の長さ

②面積から推計する体積 ＝ $a^2+a\times b+b^2\times$高さ$\div 3$

③見かけ比重 ＝ ②×（可燃物:0.4t/㎥、不燃物:1.1t/㎥）



【図３】仮置場の設置方法

各廃棄物の処理にあたり、処理場への搬入前に仮置場での保管が必要な場合があるため、次の場所の中から災害の状況に応じて選定するものとする。

【表 26】仮置場候補地

名称	場所	敷地面積	使用可能面積	高さ	搬入可能見込体積	見かけ比重	
						可燃物	不燃物
ふれあいﾊﾟｰｸ・緑の丘 ※駐車場(C・D・臨時)	羽崎 1269-38	219,000 ㎡	19,900 ㎡	10m	127,359 ㎥	50,944t	140,096t
ぎふﾜｰﾙﾄﾞ・ﾛｰｽﾞｶﾞｰﾃﾞﾝ ※西駐車場	瀬田 1584-1	807,000 ㎡	53,000 ㎡	10m	404,869 ㎥	161,948t	445,357t
市草置場 ※全体	姫ケ丘 3-33	3,806 ㎡	3,806 ㎡	5m	7,022 ㎥	2,809t	7,724t
広見市民運動場 ※全体	石井 227-2	13,962 ㎡	13,962 ㎡	10m	81,723 ㎥	32,689t	89,896t
合　計	―	―	90,668 ㎡	―	620,973 ㎥	248,390t	683,073t

※正方形の推計方法以外示されていないことから、上記の使用可能面積が正方形のものとし、見込体積及び見かけ比重も正方形として推計した。

※上記のことから、推計による見込体積及び見かけ比重は実際より大きな数値となっていることから、あくまで参考値として考えること。

（３）発災後

① 仮置場の確保・選定

発災後、災害対策本部へ報告された被害状況から災害廃棄物発生量と仮置場必要面積を推計し、発災前に選定した仮置場候補地の中から土地・施設管理者と調整の上、仮置場を確保する。

なお、前述した候補地を活用しても必要面積に満たない場合は、県が策定した国有地及び県有地のリストから仮置場の候補地を確保するとともに、それでも必要面積に満たないときには、民有地の購入または借用によって、仮置場を確保する。

② 仮置場の設置・運営方法

【作業員の安全確保】

・作業員は安全・衛生面に配慮した服装（肌の露出を控える、首周りはタオルで保護）をし、ヘルメット、防塵マスク、防塵メガネ及び手袋を着用する。

・踏み抜き防止対策をした安全長靴を履く。

【搬入・搬出】
・車両誘導員が、場内の混雑状況・作業状況を確認し、入場制限を行う。
・出入口が複数確保できる場合は一方通行とする。
・夜間は閉鎖し、可能な限り侵入不可能な状態にする。
・なりすましごみ（便乗ごみ）の搬入を避けるため、受付で搬入者の身元確認や発生現場（発生場所の住所や氏名）の確認を行う。
・受付で積載物の分別状況を確認し、荷降ろし場所を案内する。

【運営】
・日報を作成し、搬入台数、ごみ種別の搬入量・搬出量を記録する。
・ガラス片が多いため、タイヤや足元を守るための畳等を敷く。
・重機による廃棄物の積み上げを行う。
・発火と発熱防止の観点から、木くずや可燃物は、高さ５ｍ以下、面積 200 ㎡以内とする。
・延焼を防止するため、堆積物の離間距離を４ｍ程度設ける。
・万一の火災発生時の消火活動を容易にするため、ホース、筒先、動力ポンプ等を準備する。（ごみとして出された消火器は受付付近に集め点検を受ける）
・嫌気性メタン発酵による火災を防ぐため、ガス抜きのパイプを設置する。有孔塩ビ管が入手できない場合は、災害廃棄物の中から柱や鉄骨等の適当な資材を選び、堆積物に挿す。

【分別】
・タイヤ、バッテリーやストーブ（灯油が残っている場合がある）等は火災発生の原因となるので、分別して保管する。
・電化製品のうち、家電リサイクル対象製品（テレビ、冷蔵庫、洗濯機・乾燥機、エアコン）は電化製品の中で更に分別し保管する。
・ＰＣＢ及びアスベスト等については、分別や管理に注意を要する。

【環境保全】
・粉じん・砂じんの飛散防止対策として、散水が必要。
・悪臭対策として、消石灰、消毒剤、消臭剤散布が必要。
・有害廃棄物や油が出る家電製品等がある場合、遮水シート等の敷設により、地下水浸透防止対策を施す。この場合、排水設備と集水した汚濁水の一時貯留施設（貯留池、タンク等）を設置し、適正に処理する。
・終了後の復旧・返却に備えて、事前に土壌を採取し土壌分析を行う。

【表 27】仮置場の火災防止対策

項目	内容
保管	・可燃性廃棄物：５ｍ以下、200 ㎡以下、離間距離２ｍ ・腐敗性廃棄物：２ｍ以下、100 ㎡以下、離間距離２ｍ
分別	・カセットボンベ・スプレー缶、ガスボンベ、灯油缶（ストーブも含む）、ライター、バイク等の燃料を含む危険物の分別。 ・電化製品、バッテリー、電池等の火花を散らす廃棄物の分別。 ・可燃性廃棄物に、食品系廃棄物や畳などの腐敗性廃棄物を混在させない。
配置	・家電・電気機器の保管場所と、可燃性廃棄物の保管場所を隣接させない。
放熱・ガス抜き	・数週間に一度、可燃性廃棄物、混合廃棄物の切り返しを行う。 ・可燃性廃棄物の腐敗による発火と発熱防止の観点から、ガス抜き管を設置する。有孔塩ビ管が入手できない場合は、廃棄物の中から柱や鉄骨等の適当な資材を選び堆積物に挿す。ただし、廃棄物の山の下に厚さ 30ｃｍ以上の砕石層を敷いている場合は設置しない。
モニタリング	・仮置場の巡回監視を実施する。 ・表層温度及び表層から１ｍ程度の温度の深さを測定。 ・表層の一酸化炭素濃度を測定。

	・夜間に赤外線サーモグラフィーカメラで表面温度を監視。
消火対策	・消火栓、防火水槽、消火器の設置。

③　環境対策と環境モニタリング

環境モニタリングを行う項目は、廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路や化学物質等の仕様・保管場所等を対象に、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

建物の解体現場及び災害廃棄物処理において考慮すべき環境影響と環境保全対策の概要は、表 28 に示すとおりである。

【表 28】災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全対策

影響項目	環境影響	環境保全対策
大気質	・解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 ・石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 ・災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生	・定期的な散水の実施 ・保管、選別、処理装置への屋根の設置 ・周囲への飛散防止ネットの設置 ・フレコンバッグへの保管 ・搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 ・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ・収集時分別や目視による石綿分別の徹底 ・作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ・仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	・搬入、搬出車両の通行による騒音・振動	・低騒音・低振動の機械、重機の使用 ・処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出	・敷地内に遮水シートを敷設 ・ＰＣＢ等の有害廃棄物の分別保管
臭気	・災害廃棄物からの悪臭	・腐敗性廃棄物の優先的な処理 ・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出	・敷地内に遮水シートを敷設 ・敷地内で発生する排水、雨水の処理 ・水たまりを埋めて腐敗防止

④　仮置場の復旧・返却

仮置場用地として借用した土地を返却する際は､｢仮置場の返却に伴う原状復旧に係る土壌汚染確認のための技術的事項について｣（平成 25 年 6 月 27 日環境省廃棄物対策課事務連絡）に基づき土壌汚染がないことを確認してから返却する。

仮置場に使用した土地は、表層土壌を漉き取り、山砂等で元の地盤高に戻し原状回復を行う。
土壌分析による安全性を確認後、土地所有者（管理者）に返却する。
農地を借用した場合、作付け時期を考慮して返却時期を検討する。

５　中間処理・再資源化・最終処分

（１）発災前

①　焼却処理施設

焼却施設における処理可能量の算定にあたっては、施設の処理能力（日処理量×292 日）から現状の処理実績を差し引いて余力を算出している。可茂衛生施設利用組合の算定では年間約 19,000ｔとなる。

【表 29】災害廃棄物処理可能量（焼却施設）

管理者	施設名	処理能力	年間処理能力	余力
		t/日	t/年	t/年
可茂衛生施設利用組合	ささゆりクリーンパーク	240	70,080	19,000

○可茂衛生構成市町村毎の搬入可能量の割当方法

各構成市町村は被害の大きさに応じた処理を行う必要があることから、可茂衛生への構成市町村からの搬入量の割当方法は、「災害廃棄物発生量に基づく按分方法」により市町村別割り当て量（年間）のとおりとする。

なお、実際の災害時においては、仮置場が逼迫している市町村から優先して搬入することも考えられるため、発災後には各構成市町の状況を踏まえながら臨機応変な受入れ調整を行う必要もある。

このため、「災害廃棄物発生量に基づく按分方法」を基本としつつも、本市、可茂衛生、美濃加茂市がリーダーとなって搬入調整を図ることが望ましい。

可児市割り当て量（年間）　　可茂衛生施設利用組合資料より

南海トラフ巨大地震	養老・桑名・四日市断層帯地震	阿寺断層系地震
7,000（11,000）	3,000（3,000）	0（0）

※カッコ内は発生見込み量

※「高山・大原断層帯地震」及び「跡津川断層帯地震」は発生の想定はしない。

② 最終処分場

最終処分場における処分可能量の算定にあたっては、災害廃棄物処理後に次期処分場を整備する期間として 10 年間を想定して、施設の残余容量から 10 年分の処分実績を差し引いて算出されている。

【表 30】災害廃棄物処分可能量（最終処分場）

管理者	施設名	埋立物	埋立実績	残余容量	10 年後	残余容量
			m3/年	m3	m3	t※１
可児市	可児市一般廃棄物埋立処分場（大森）	がれき類	562	22,961	17,341	26,012
	可児市一般廃棄物埋立処分場（兼山）		0※２	750	750	1,125

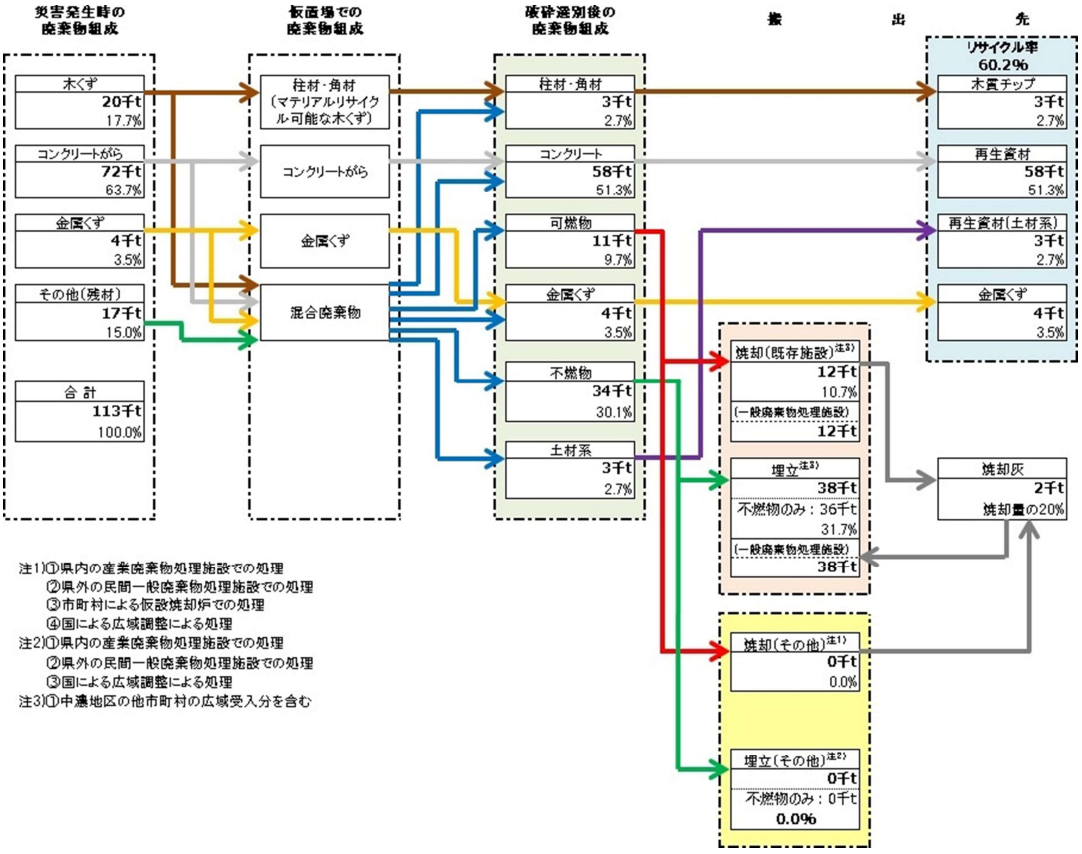
※１：1.5t/m3 として計算

※２：兼山処分場は受入停止中

（２）処理フロー

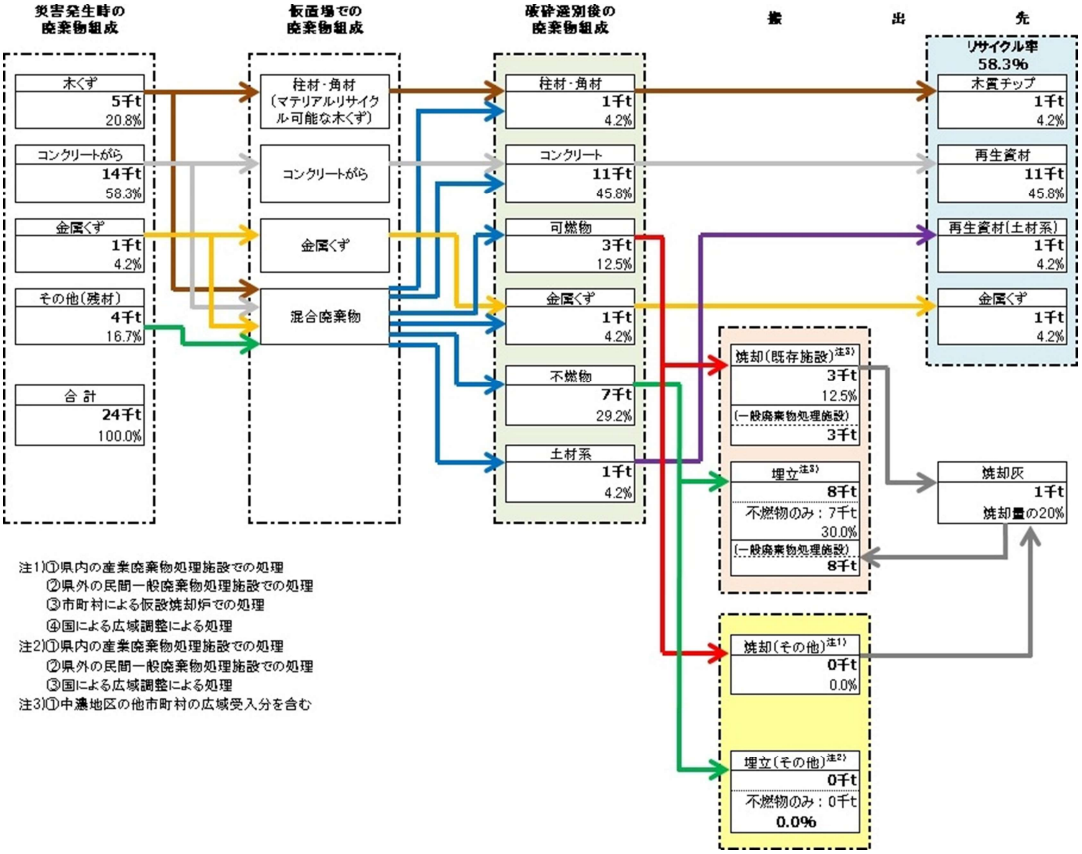
県計画に示された、11 つの地震による本市の災害廃棄物（がれき類）処理フローは、以下に示すとおり。

①　南海トラフ巨大地震



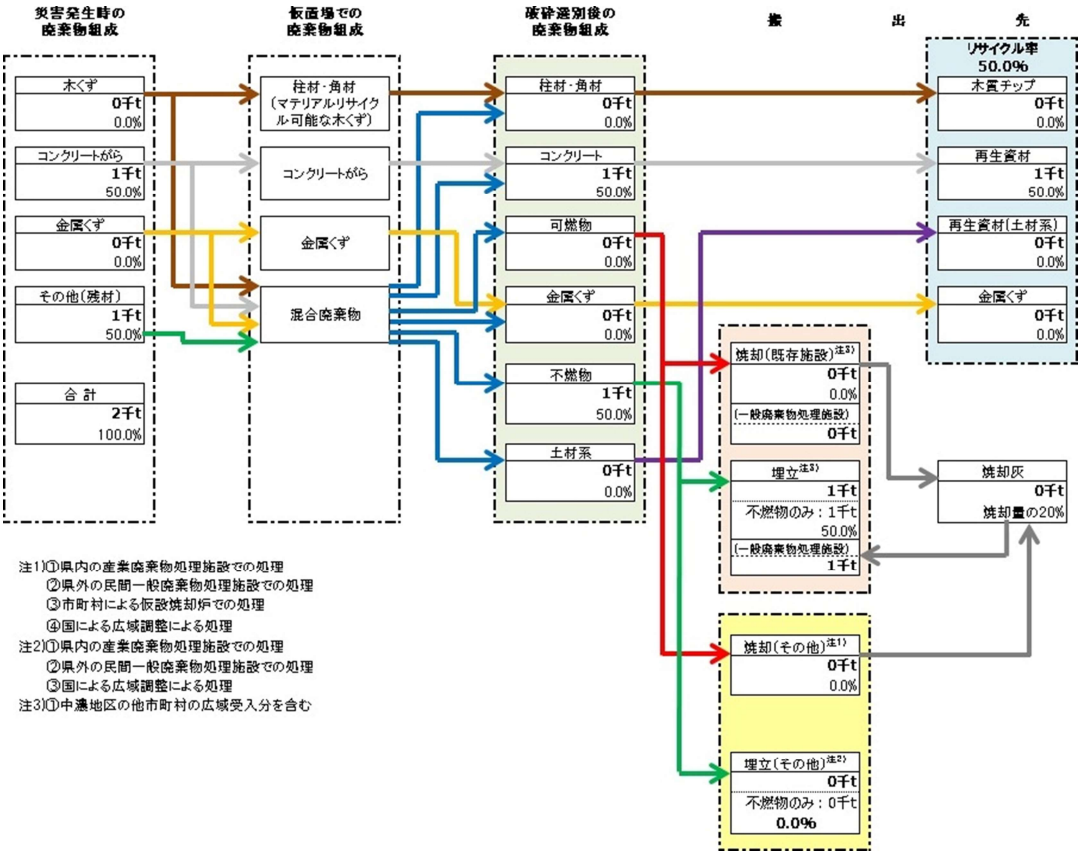
注1)①県内の産業廃棄物処理施設での処理
②県外の民間一般廃棄物処理施設での処理
③市町村による仮設焼却炉での処理
④国による広域調整による処理
注2)①県内の産業廃棄物処理施設での処理
②県外の民間一般廃棄物処理施設での処理
③国による広域調整による処理
注3)①中濃地区の他市町村の広域受入分を含む

②　養老-桑名-四日市断層帯

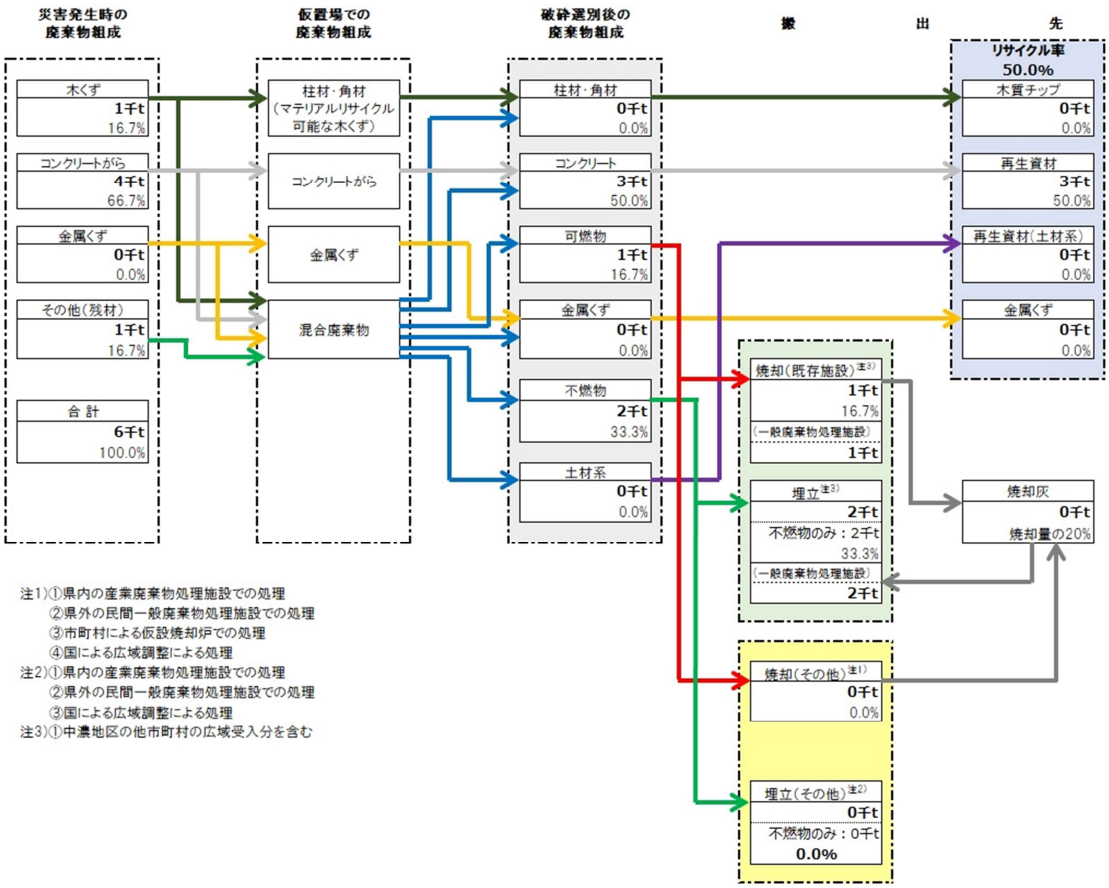


注1)①県内の産業廃棄物処理施設での処理
②県外の民間一般廃棄物処理施設での処理
③市町村による仮設焼却炉での処理
④国による広域調整による処理
注2)①県内の産業廃棄物処理施設での処理
②県外の民間一般廃棄物処理施設での処理
③国による広域調整による処理
注3)①中濃地区の他市町村の広域受入分を含む

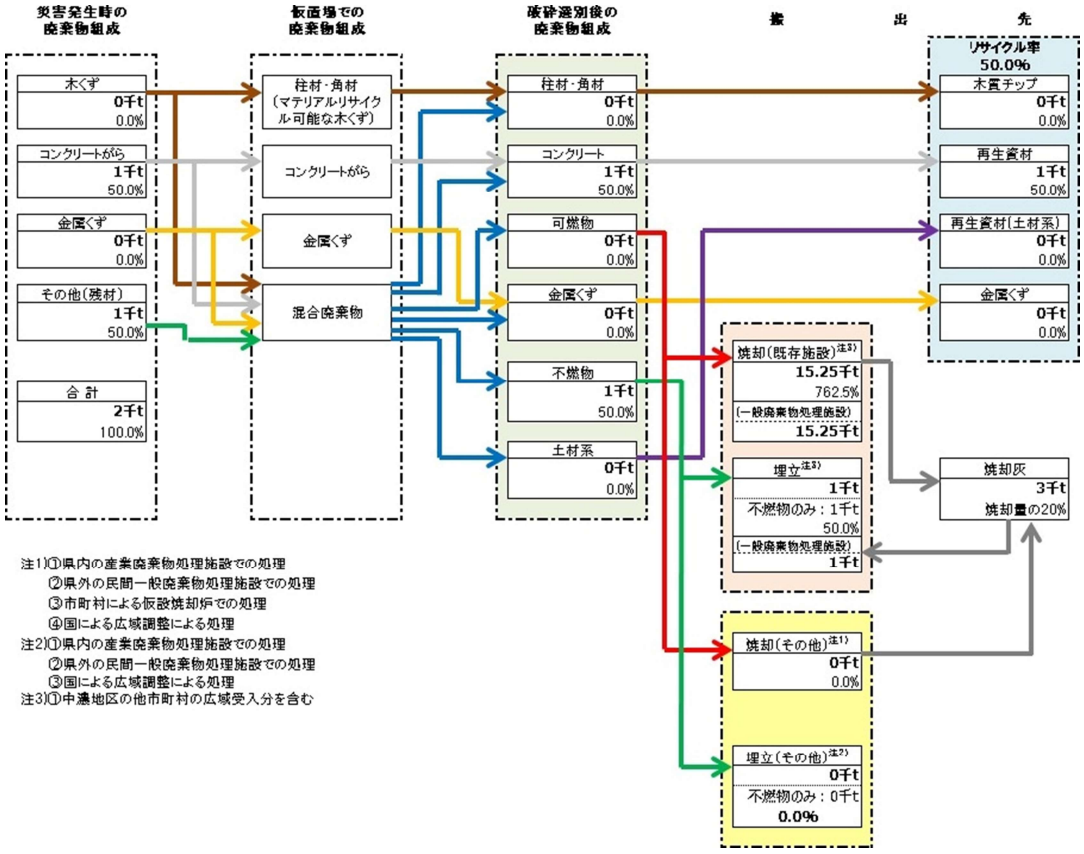
③　阿寺断層系（南端から北西へ）



④　阿寺断層系（北端から南西へ）



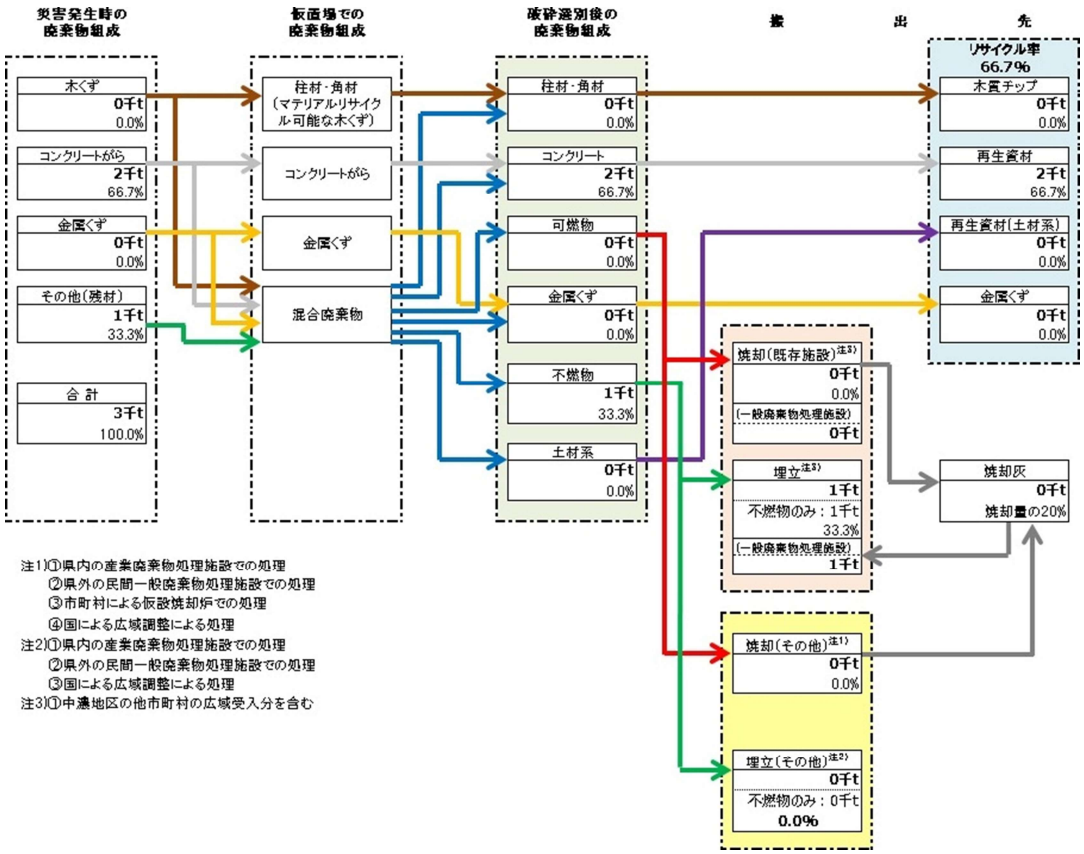
⑤　高山・大原断層帯（北端から南西へ）



⑥　高山・大原断層帯（南端から北東へ）

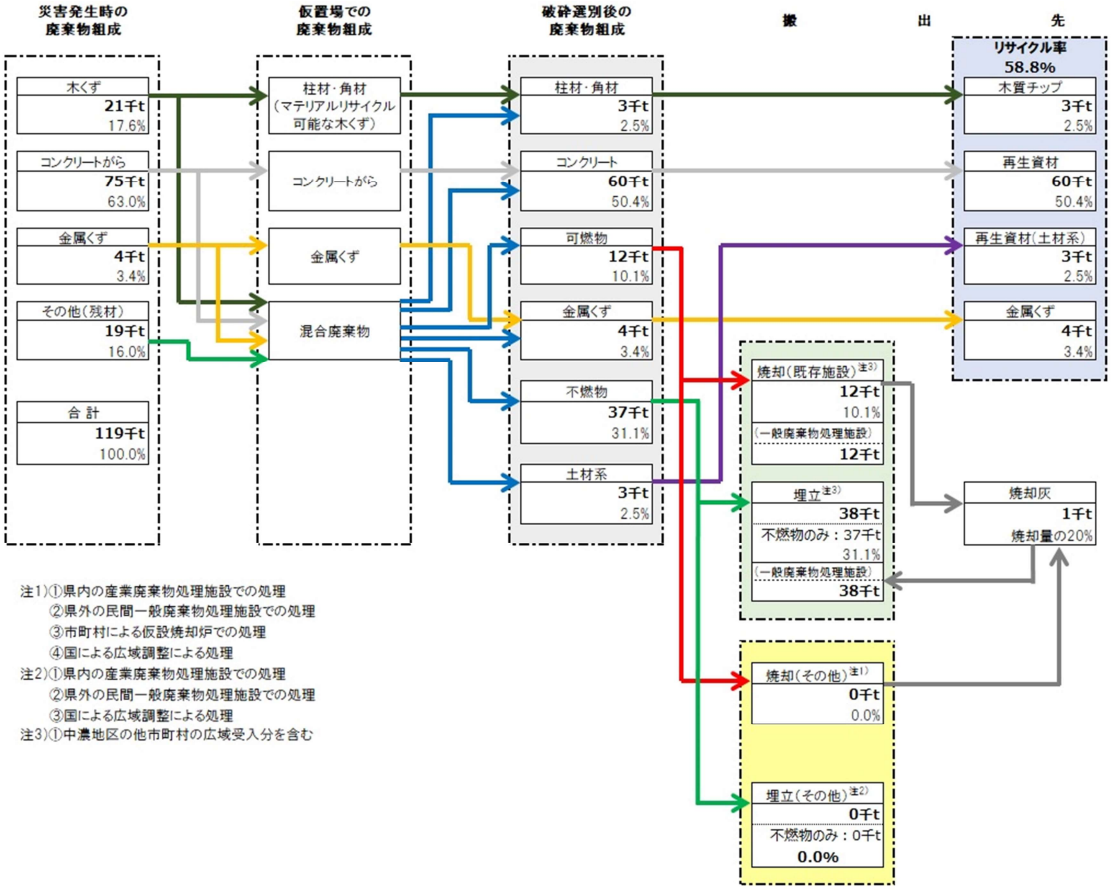
※高山・大原断層帯（南端から北東へ）による災害廃棄物（がれき類）は発生の想定はない。

⑦　跡津川断層



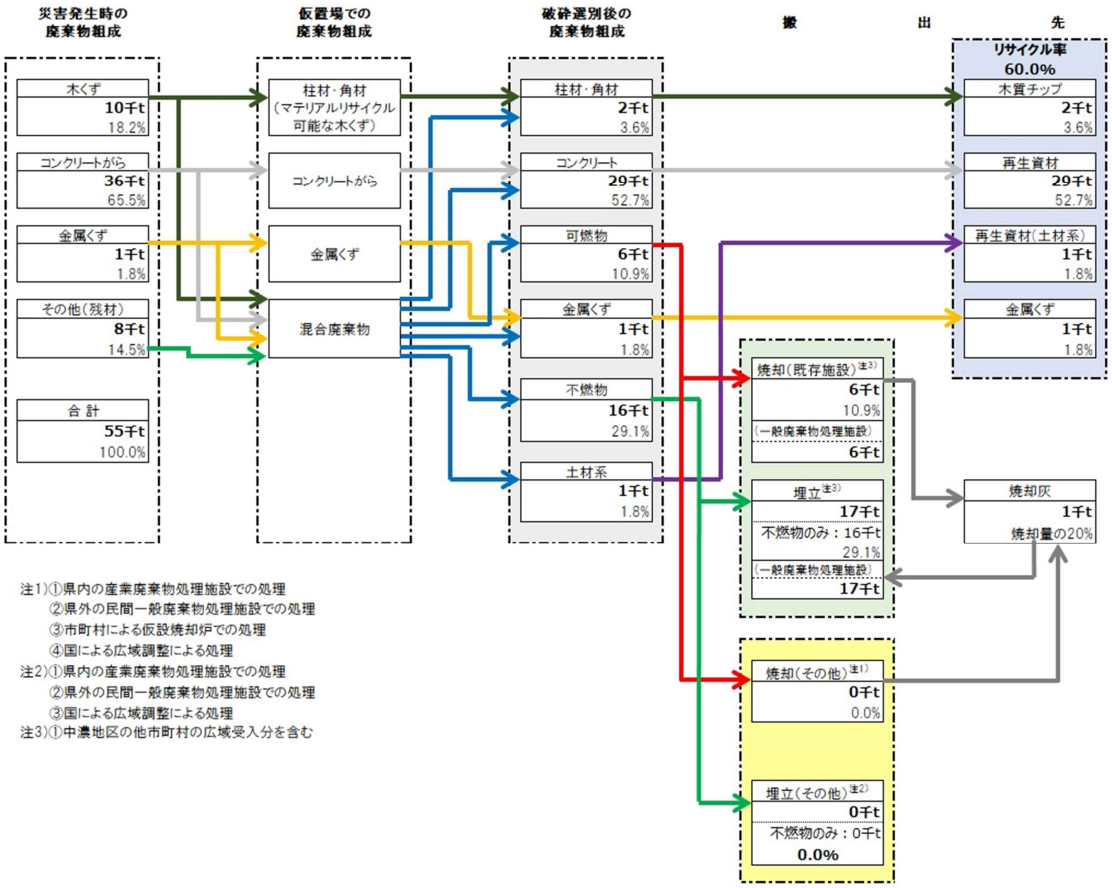
注1)①県内の産業廃棄物処理施設での処理
②県外の民間一般廃棄物処理施設での処理
③市町村による仮設焼却炉での処理
④国による広域調整による処理
注2)①県内の産業廃棄物処理施設での処理
②県外の民間一般廃棄物処理施設での処理
③国による広域調整による処理
注3)①中濃地区の他市町村の広域受入分を含む

⑧　揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯



注1)①県内の産業廃棄物処理施設での処理
②県外の民間一般廃棄物処理施設での処理
③市町村による仮設焼却炉での処理
④国による広域調整による処理
注2)①県内の産業廃棄物処理施設での処理
②県外の民間一般廃棄物処理施設での処理
③国による広域調整による処理
注3)①中濃地区の他市町村の広域受入分を含む

⑨　長良川上流断層帯（北端から南へ）

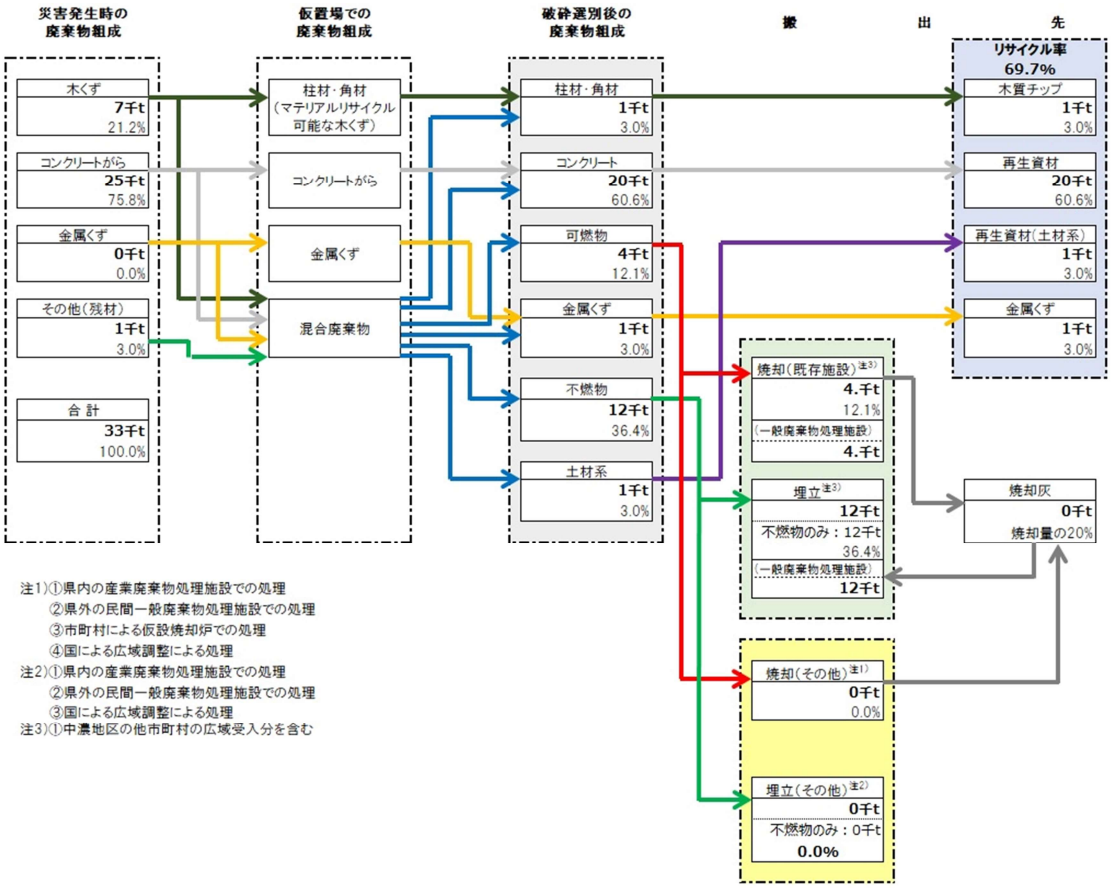


注1)①県内の産業廃棄物処理施設での処理
②県外の民間一般廃棄物処理施設での処理
③市町村による仮設焼却炉での処理
④国による広域調整による処理
注2)①県内の産業廃棄物処理施設での処理
②県外の民間一般廃棄物処理施設での処理
③国による広域調整による処理
注3)①中濃地区の他市町村の広域受入分を含む

⑩　長良川上流断層帯（南端から北へ）

※長良川上流断層帯（南端から北へ）による災害廃棄物（がれき類）は発生の想定はない。

⑪　屏風山恵那山及び猿投山断層帯



○処理体制

災害廃棄物の処理においては、発生現場での分別とともに、仮置場における重機選別、機械選別、再資源化等を徹底し、最終処分量の低減を図る。 市町村及び県内の廃棄物処理施設を最大限活用するとともに、処理しきれない場合は県外広域処理により対応する。

【表 31】災害廃棄物（がれき類）の処理体制（概要）

種別	処理体制
可燃物	ささゆりクリーンパーク、県内広域処理、廃棄物処理業者等の焼却施設を最大限活用しても処理しきれない場合は、県外広域処理により処理を行う。
不燃物	ガラスくずや陶磁器くず、不燃混合物や焼却灰は、復旧復興工事用等の再生資材として、再資源化を図る。 再資源化できない不燃物については、本市及び県内の最終処分場を最大限活用して処分するとともに、処分しきれない場合は、県外広域処理により対応する。
柱材･角材	選別した柱角材は、良質で有価物となるものは売却する。 それ以外のものは、木くず破砕施設の許可を有する産業廃棄物処理業者等に委託して処理を行うほか、処理能力が不足する場合は、仮置場に破砕施設を設置して処理を行う。
金属くず	分別・選別された金属くずは、早期の段階で専門の回収業者へ有価物として売却する。
コンクリート・分別土砂	分別・選別されたコンクリートがらは、がれき類の破砕施設の許可を有する産業廃棄物処理業者等に処理委託するか、仮置場に破砕施設を設置して処理を行い、再生砕石として再資源化する。 建設部局と連携して、復旧復興計画との調整を図り、復旧復興工事において使用

	される再生資材への再資源化を行い、再生資材の活用を図る。

（３）発災後

・本市の行政機能が消失、または低下した場合は、県に災害廃棄物処理の事務委託を行う。
・災害廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の被災状況等に応じて、災害廃棄物処理実行計画を策定する。
・災害廃棄物が発災から３年以内に処理できない恐れがある場合は、県に対し広域による処理体制の構築を依頼する。

① 被害状況を踏まえた処理可能量の推計・処理先の確保

本市は、発災後できるだけ早く一般廃棄物処理施設の復旧予定の把握や処理可能量の推計を行うとともに、発災後に推計した災害廃棄物発生量と比較して、応援要請の必要性について判断する。

本市は、災害廃棄物の種類別に、本市の一般廃棄物処理施設を始め周辺市町村や廃棄物処理業者、リサイクル業者等の処理先を確保し迅速な処理を開始することで、仮置場の有効活用や環境負荷の低減を図る。

他市町村や民間事業者へ処理委託の要請が困難な場合は、県に調整を依頼するとともに、災害廃棄物処理の事務委託についても検討する。

② 本格的な処理体制の確保

県内市町村の処理施設や廃棄物処理業者の施設のみで処理できない場合は、仮置場に選別・破砕施設を設置して選別や資源化を行うとともに、県外広域処理のための応援要請を県に行う。

可燃物発生量が、市町村や廃棄物処理業者の焼却施設に加えて、県外広域処理を行ったとしても処理できる量でない場合は、仮置場等に仮設焼却施設を設置し、処理を行う。

６　処理困難物対策（取扱いに配慮が必要な廃棄物）

・通常は受け入れを行っていない処理困難な廃棄物についても、環境汚染や事故を防止するため、災害廃棄物として適切に取り扱う。
・発災後の応急対応として、生活環境への影響が大きい廃棄物は優先的に回収する。
・有害性･危険性がある廃棄物のうち、産業廃棄物に該当するものは事業者の責任において処理することを原則とする。

（１）腐敗性廃棄物

畳や被災家屋の冷蔵庫から搬出される食品や、飼肥料工場から排出される原料や製品等は、腐敗にともない悪臭・害虫が発生し公衆衛生が悪化する。

公衆衛生を確保するため、処理・処分を行う際には腐敗物への対応を優先し、災害廃棄物発生現場から速やかに除去もしくは腐敗を遅らせる措置（石灰散布等）を取る。

① 消毒剤･消臭剤等の薬剤の散布について

ア　薬剤種類

以前は認定薬剤があったが、現在その制度はなくなっている。薬品メーカーには乳剤、油剤、粉剤、粒剤等、各種薬剤が取り揃えてある。水害発生時には注文が集中するため、平常時にある程度薬剤を備蓄したり、薬剤の有効期限等を考慮して近隣市町村との協定により薬剤を融通しあったりするなどの工夫で、緊急時の混乱を回避することができる。

イ　散布方法

・散布の際は、薬液や粉を吸わないように注意し、必ずマスクや手袋を着用する。
・皮膚についたときは石けんと水でよく洗う。
・散布は風上から行う。
・プラスチック製品にかかると変色･変形のおそれがある。
・室内散布の場合、小鳥や金魚は屋外へ退避させる。
・皮膚、飲食物、食器、小児のおもちゃ、飼料などに直接かからないようにする。
・直接火に向けて噴霧しない。

・散布危惧は、使用後よく手入れする。

ウ　取扱注意事項

・希釈液を作る際は、食品容器類の使用は避けること。
・食品、食器、飼料等と区別し、小児の手の届かない冷暗所に保管すること。なお、水性乳剤は極端に低温となる場所には保管しない。
・使用後、残った薬剤は必ず保管場所に戻し、栓を確実に締め付けておくこと。
・薬剤の種類によっては、「消防法」、「火災予防条例」及び「毒物及び劇物取締法」の適用を受ける場合があるので、その取扱いに当たり留意すること。

（２）廃自動車

自動車リサイクル法に基づき処分を行うため、被災自動車を撤去・移動し、所有者もしくは引き取り業者へ引き渡す。

なお、被災した自動車の処分には、原則として所有者の意思確認が必要となるため、被災自動車の状況を確認し、所有者に引き取り意志のある場合は所有者に、それ以外の場合は引き取り業者へ引き渡す。

【表 32】被災自動車引き渡し先

外見による自走可能･不可能の判断	所有者照会	所有者の引取意思	引き渡し先	
			所有者	仮置場
可能	判明	有	○	
可能	判明	無		○
不可能	判明	有	○	
不可能	判明	無		○
不可能	不明			○

（３）適正処理困難物

災害時に発生し、可茂衛生の施設で処理を行うことが困難な廃棄物と処理方法の例を、表 33 に示す。

通常は適正処理困難物として受け入れていない廃棄物についても、環境汚染や事故を防止するため、分別して回収し、仮置場に一時保管して、廃棄物処理業者や指定引取先などに引き渡す。

【表 33】主な処理困難物の処理方法

項目	主な処理先	留意点
スプレー缶、カセットボンベ	可茂衛生または処理業者の破砕施設	通常の排出方法を徹底し、火災に注意
蛍光灯、体温計、電池等	蛍光灯・体温計：ささゆりクリーンパーク リチウム電池･ニカド電池･水銀電池、バッテリー：販売店	通常の排出方法を徹底し、環境汚染･火災に注意
廃畳	処理業者のＲＰＦ(固形燃料)化施設、破砕後に焼却施設	保管高さ等に留意し火災に注意
廃家電	家電リサイクルルート：指定引取場所、リサイクル不適物はささゆりクリーンパーク	リサイクル不適物でもフロン類が残っているものは要回収、冷蔵庫内の食品は事前廃棄が必要
廃タイヤ	販売店、処理業者の破砕施設	タイヤ中の水溜まりでの蚊の発生や火災に注意
消火器	広域処理認定ルート:消火器工業会の特定窓口、指定引取場所	泥中にあったものは、使用時に破裂の危険性あり

ガスボンベ	販売業者に回収依頼、LP ガス協会等に連絡相談	爆発、ガス漏洩の危険性があるため、取扱に専門性が必要
燃料	処理業者の焼却施設	廃自動車、廃二輪車、ストーブ等に入っているものには注意が必要
薬品、廃農薬、殺虫剤	販売店・メーカーに回収依頼、処理業者の焼却施設・中和施設	事業所から流出・漏洩等がある場合は、事業者に回収措置等を指導
注射器、注射針	処理業者の溶融施設	負傷防止のため、堅牢な容器に保管
石膏ボード	有害物質を含むものは、処理業者の管理型処分場、製造工場に回収依頼。有害物質を含まないものは再資源化	ヒ素、カドミウム、石綿を含むものあり。石綿含有廃棄物は埋立のみ
石綿含有廃棄物	処理業者の最終処分場、溶融施設	原則仮置場に持込まない。成形板等は出来るだけ破砕しないように保管・運搬して埋立
廃石綿等	処理業者の管理型処分場、溶融施設	原則仮置場に持ち込まない。耐水性の二重梱包、固型化・薬剤処理後、埋立
肥料	処理業者の管理型処分場	消石灰等による悪臭対策が必要埋立に当たっては、フレコンバッグに梱包
食品廃棄物	可茂衛生または処理業者の焼却施設	腐敗による悪臭対策が必要
ＰＣＢ廃棄物	高濃度 PCB 廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業(株)、低濃度 PCB 廃棄物は無害化処理認定事業者または都道府県知事等許可業者	高濃度 PCB 廃棄物は、各銘板で判別届出等で所有者が判明するものは、所有者で処理
廃自動車	自動車リサイクルルート：引取業者	所有者の特定、意思確認に努める。電気自動車等は漏電に注意する。

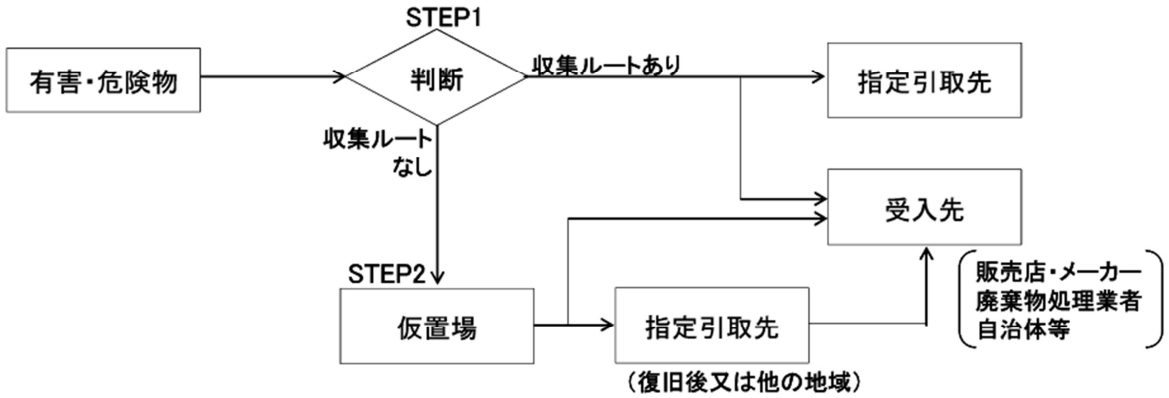
（４）有害物・危険物

表 34 に示すような有害性・危険性のある廃棄物は、図４の処理フローにより適正処理を進める。

【表 34】対象とする有害物・危険物の収集・処理方法（例）

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">項目</th><th>収集方法</th><th>処理方法</th></tr>
<tr><td rowspan="6">有害物</td><td colspan="2">廃農薬、殺虫剤、
その他薬品</td><td rowspan="2">販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼</td><td>中和、焼却</td></tr>
<tr><td colspan="2">塗料、ペンキ</td><td>焼却</td></tr>
<tr><td rowspan="3">廃電池類</td><td>ニカド電池、
ニッケル水素電池、
リチウムイオン電池</td><td>リサイクル協力店の回収</td><td rowspan="2">破砕、選別、リサイクル</td></tr>
<tr><td>ボタン電池</td><td>家電量販店、電器店等の回収</td></tr>
<tr><td>カーバッテリー</td><td>リサイクルを実施しているカー用品店・ガソリンスタンド</td><td>破砕、選別、リサイクル</td></tr>
<tr><td colspan="2">廃蛍光灯</td><td>回収（リサイクル）を行っている事業者</td><td>破砕、選別、リサイクル</td></tr>
<tr><td rowspan="2">危険物</td><td colspan="2">灯油、ガソリン、エンジンオイル</td><td>購入店、ガソリンスタンド</td><td>焼却、
リサイクル</td></tr>
<tr><td colspan="2">有機溶剤（シンナー等）</td><td>販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼</td><td>焼却</td></tr>
</table>

	ガスボンベ	引取販売店への返却依頼	再利用、 リサイクル
	カセットボンベ、スプレー缶	使い切ってから排出する場合は、不燃物として排出	破砕
	消火器	購入店、メーカー、廃棄物処理許可者に依頼	破砕、選別、 リサイクル
廃感 棄染 物性	使用済み注射器針、使い捨て注射器等	指定医療機関での回収	焼却・溶融、 埋立



【図４】有害物・危険物処理フロー（例）

STEP１　収集先の確認

・発生物の収集ルートが機能している場合には、各指定引取先または受入先での回収を依頼し、速やかに処理・リサイクルを行う
・発生物の収集ルートが機能していない場合は、仮置場で一時保管し指定引取先の復旧を待つか、他の指定引取先へ転送し、処理・リサイクルを行う。

STEP２　仮置場における保管

・市町村が回収・処分しているところでは、当該市町村の平常時の機能が回復するまで、または地域共同で回収処分する体制が確立しているところでは、当該システムが機能するまで保管する。
・仮置場を新たな指定引取場所とし、運搬・処理業者と直接やり取りすることで、速やかに処理・リサイクルを行う方法も考えられる。

７　損壊家屋等の解体・撤去

・損壊家屋のうち全壊判定を受けたものは災害廃棄物処理補助事業の対象となり、東日本大震災や熊本地震などの大規模災害では半壊判定を受けたものも補助事業の対象となったため、市町村による損壊家屋の解体･撤去が行われている。
・石綿の含有が懸念される建物は、解体前に専門業者による分析･調査を行う。
・発災後は応急対策として解体申請窓口の設置･広報を行うとともに、通行に支障がある建物や、倒壊の危険性のある損壊家屋については、石綿の飛散防止措置を行った上で優先的に解体･撤去を行う。

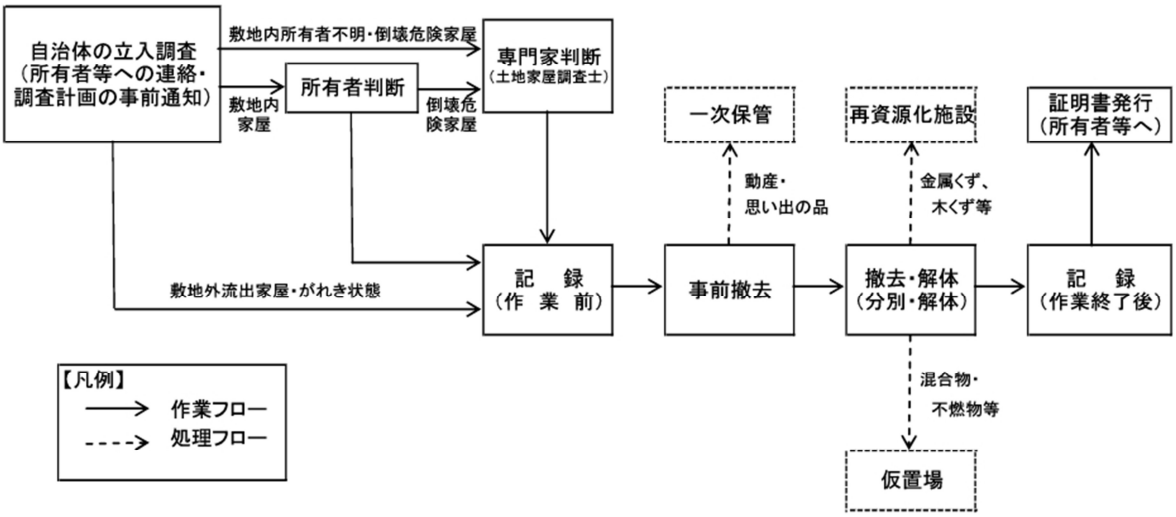
○「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」（平成 23 年 3 月 25 日、被災者生活支援特別対策本部長及び環境大臣通知）により、損壊家屋に対する国の方針が出されている。

【指針の概要】

（１）倒壊してがれき状態になっている建物及び元の敷地外に流出した建物については、地方公共団体が所有者など利害関係者の連絡承諾を得て、または連絡が取れず承諾がなくても撤去することができる。

（２）一定の原型を留め敷地内に残った建物については、所有者や利害関係者の意向を確認するのが基本であるが、関係者へ連絡が取れず倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士の判断を求め、建物の価値がないと認められたものは、解体・撤去できる。その場合には、現状を写真等で記録する。

（３）建物内の貴金属やその他の有価物等の動産及び位牌、アルバム等の個人にとって価値があると認められるものは、一時又は別途保管し所有者等に引き渡す機会を提供する。所有者が明らかでない動産については、遺失物法により処理する。また、上記以外のものについては、撤去・廃棄できる。



【図５】損壊家屋等の作業フロー及び廃棄物処理フロー

８　貴重品・思い出の品の取り扱い

・所有者等が不明な貴重品（株券、金券、商品券、古銭、貴金属等）は、速やかに警察に届ける。
・所有者等の個人にとって価値があると認められるもの（思い出の品）については、可児市で保管し、可能な限り所有者へ引き渡す。

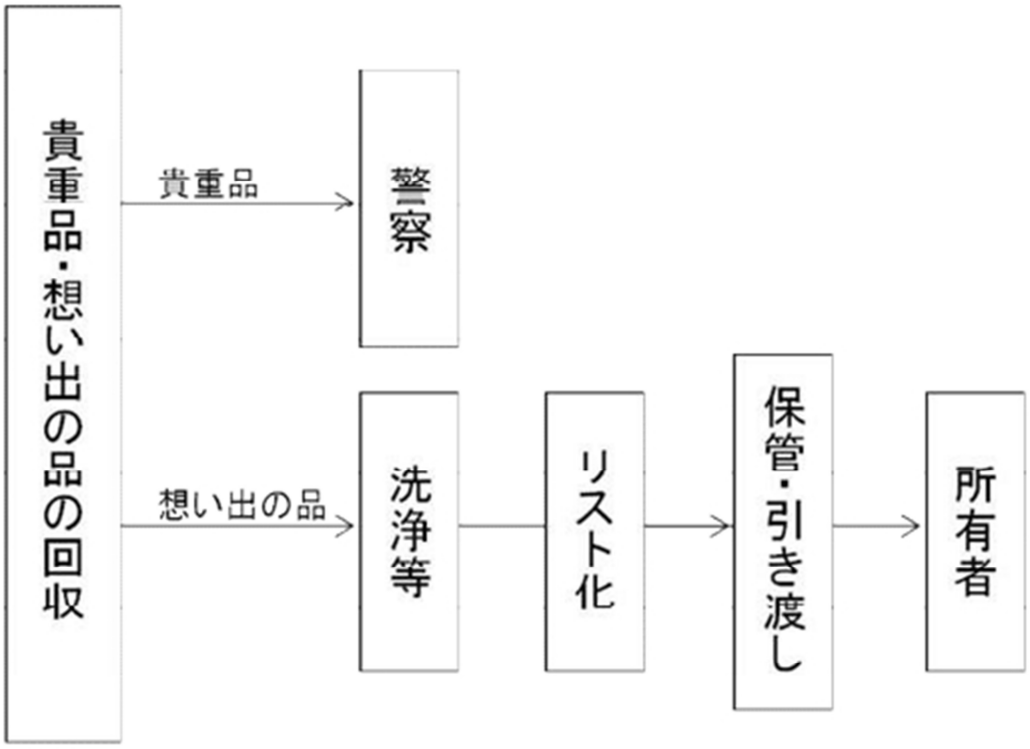
位牌、アルバム、貴重品などの個人にとって価値があると認められるもの（貴重品、思い出の品）は、可能な限り所有者などに引き渡す機会を設ける。

家屋撤去や解体時に、貴重品や思い出の品を見つけたときは、廃棄に回さず保管し、図に示すようなフローで返却の機会を提供します。ただし、住民自ら仮置場などに持ち込んだ廃棄物についてはその対象としない。

また、本市が回収した思い出の品は、災害ボランティアセンターと協力して、洗浄、分類、リスト化（品目、発見場所等）を行い、管理リストを作成する。

【表 35】回収の対象例

種別	品目
貴重品	現金、株券、金券、商品券、古銭、貴金属、財布、通帳、カード類
思い出の品	位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、手帳、印鑑、パソコン、ハードディスク、携帯電話、ビデオ、デジタルカメラ



【図６】貴重品・思い出の品取り扱いフロー

９　環境対策

（１）屋外焼却（野焼き）の防止

仮置場の設定が遅くなる、もしくは周知が徹底しない場合、野焼きをする市民が出てくる可能性がある。このため、環境・人体への健康上、「屋外焼却（野焼き禁止）」を呼びかける。

（２）土壌汚染対策

農地など公共用地以外で仮置場を設置する場合は、がれき保管処理による土壌汚染の影響を把握するため、設置前に土壌調査を実施する。

（３）アスベスト対策

アスベスト含有廃棄物は、がれき撤去現場及び搬入場内における密封保管など処理基準（石綿含有廃棄物等処理マニュアル・平成 23 年 3 月・環境省を参考）を遵守し、適正に最終処分するとともに、仮置場敷地境界及びがれき撤去現場などで大気中アスベスト濃度調査を実施する。

（４）ダイオキシン類対策

可燃物の焼却によるダイオキシン類の発生を抑制するため、排ガスや焼却灰の濃度を定期的に測定する。

（５）環境調査

発災によって公共用水域及び地下水への有害物質などの流出が懸念されるため、有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法、下水道法）及び有害物質指定貯蔵施設（水質汚濁防止法）について、施設の被災状況及び公共用水域への流出の有無について、聞き取り調査を実施する。

10　今後の取り組み

大規模災害時に発生する大量の災害廃棄物の処理を円滑に行うために、以下の取り組みを行う。

・構成市町村毎の搬入可能量の割当方法について、管内市町村及び可茂衛生で調整を行う。
・有害性・危険性がある廃棄物は、業者引取ルートの整備等の対策を講じ、適正処理を推進することが重要であるため、平常時から回収ルート確保のための情報収集を行う。
・仮置場候補地については、事前に所管課及び岐阜県と発災時に仮置場として使用することができるよう調整を行う。

改訂履歴

平成30年７月	発生原単位及びごみ発生推計値を県計画（平成29年9月改訂版）の数字に置き換え
令和３年３月	中間処理・再資源化・最終処分の記載内容変更（ささゆりクリーンパークの運用について変更）
令和４年３月	岐阜県災害廃棄物処理計画の改定に伴い、県計画と整合性を図るため市災害廃棄物処理計画を改訂。